

令和5年12月18日  
(月曜日)

令和5年 第9回幌延町議会 (定例会)  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
  - 2 会期の決定
  - 3 諸般の報告
  - 4 行政報告
  - 5 一般質問
  - 6 選挙第1号 幌延町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
  - 7 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
  - 8 議案第1号 町道の廃止について
  - 9 議案第2号 町道の認定について
  - 10 議案第3号 町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 11 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 12 議案第5号 幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 13 議案第6号 幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 14 議案第7号 幌延町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 15 議案第8号 幌延町空家等対策協議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 16 議案第9号 令和5年度幌延町一般会計補正予算（第6号）
  - 17 議案第10号 令和5年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 18 議案第11号 令和5年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）
  - 19 議案第12号 令和5年度幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 20 議案第13号 令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - 21 議案第14号 令和5年度幌延町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
  - 22 議案第15号 令和5年度幌延町下水道事業会計補正予算（第1号）
  - 23 意見案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書
  - 24 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
  - 25 発議第2号 閉会中の継続調査について
- 閉会宣告

本日の会議の順序

日程第 1	開会宣告及び開議宣告	日程第 9	議案第 2 号
〃 2	会議録署名議員の指名	〃 10	議案第 3 号
〃 3	諸般の報告	〃 11	議案第 4 号
〃 4	行政報告	〃 12	議案第 5 号
日程第 5	一般質問	〃 13	議案第 6 号
	休憩宣告	〃 14	議案第 7 号
	開議宣告	〃 15	議案第 8 号
日程第 5	一般質問	〃 16	議案第 9 号
	休憩宣告	〃 17	議案第 10 号
	開議宣告	〃 18	議案第 11 号
日程第 5	一般質問	〃 19	議案第 12 号
	休憩宣告	〃 20	議案第 13 号
	開議宣告	〃 21	議案第 14 号
日程第 6	選挙第 1 号	〃 22	議案第 15 号
	休憩宣告	〃 23	意見案第 1 号
	開議宣告	〃 24	発議第 1 号
日程第 7	同意第 1 号	〃 25	発議第 2 号
〃 8	議案第 1 号		閉会宣告

出席議員（8名）

議 長	8 番	西 澤 裕 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	深 澤 博 幸
	4 番	高 橋 秀 之
	5 番	植 村 敦
	6 番	無量谷 隆
	7 番	齋 賀 弘 孝

出席説明員

町 長	野々村 仁
農業委員会会長	小島 和博
代表監査委員	成田 義弘

副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	青 木 順 一

総務企画課長	早 坂 敦
総務企画課参事	山 本 基 継
住民生活課長	村 上 貴 紀
保健福祉課長	島 田 幸 司
産業建設課長	角 山 隆 一

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

国民健康保険診療所事務長	古 草 勝
--------------	-------

総務企画課長補佐	渡 邊 智 民
総務企画課長補佐	梶 淳
住民生活課長補佐	伊 藤 崇
住民生活課長補佐	山 下 智 昭
産業建設課長補佐	新 野 貞 治
産業建設課長補佐	伊 山 英 貴

国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡
---------------	-------

総務企画課総務係長	原 田 太 喜
住民生活課税務住民係長	喜 多 優 樹
保健福祉課包括支援係長	清 水 和 也

農業委員会事務局長 (角 山 隆 一)

選挙管理委員会事務局長 (早 坂 敦)

議会事務局出席者

事 務 局 長 岡 田 英 樹

事 務 局 次 長 藤 田 秀 紀

主 任 横 山 薫

( 1 0 時 0 0 分 開 会 )

議 長 西 澤 裕 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は、8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年 第9回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において7番、齋賀弘孝君、1番、高橋秀明君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、12月18日から20日までの3日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、12月18日から20日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

初めに一般行政について報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会12月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、御報告いたします。

まず始めに、組織改編について、御報告いたします。

第6回幌延町議会臨時会において、議決いただきました幌延町課設置条例の全部を改正する条例の制定により、令和5年10月1日から新たな組織体制がスタートいたしました。今回の機構改革により、6課10グループ1室24係体制を、4課1室16係体制に改め、町民の利便性向上、各課が所管する業務のバランス調整、本町を取り巻く課題の変化に機動的に対応することのできる組織の構築を目的に将来を見据えて、組織体制を改編いたしました。町民の皆様には、今まで所管していた担当課の変更等により、何かと御不便をお掛けしたことと思いますが、より地域の実情に合わせた、きめ細やかな対応ができるよう、職員

一丸となって取り組んでおりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、地域コミュニティ形成事業について、御報告いたします。

令和元年から、持続可能な地域集落形成を目標に、問寒別地区をモデルに進めている「地域コミュニティ形成事業」については、令和4年度に「地域づくりビジョン」を策定し、これを推進する取組を進めているところです。この「地域づくりビジョン」に基づき、地域の新しい仕組み作りとして、地域が主体的に地域の暮らしを守るための実践組織である「地域運営組織」の形成に向け、秋口から地域の皆さまとの懇談を進めつつ、「地域運営組織」の先進地である島根県雲南市へ11月12日から15日の日程で住民8人、役場職員7人の計15人で視察を行い、「地域運営組織」の具体的取組内容、運営体制、行政支援体制などを学び、本町の協働のまちづくりに活かせる大きなヒントなどを得ることができました。

また、12月12日には、道内2か所で地域活動の実践的取組を展開している団体代表を講師にお招きし「地域づくりシンポジウム」を開催し、40人を超える参加者と共に、地域運営の具体的なイメージや気づき、刺激を得て、組織形成に向けた機運醸成を図ることができました。これらの段階的な過程を経ながら、問寒別地区における組織のあり方などについて、検討会、準備会及び審議会の場などで検討を重ね、令和6年度以降の組織設立を目指し、引き続き地域の皆さまと共に取組を前進させていきたいと考えております。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第9回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

議長 西澤裕之君

次に、教育行政について報告を求めます。

教育長 青木順一君

幌延町議会12月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

始めに、学校教育について申し上げます。まず、学校でのインフルエンザ感染に関して、幌延小学校で11月に学年閉鎖となりましたが、その後は落ち着いた状況となっております。10月には学校での三行事の一大事である「学習発表会・学芸会・学校祭」が実施され、一つ一つの行事を経験することで、子どもたちの成長を実感すると、各学校から報告を受けています。11月上旬には、少年少女文化祭を開催し、地域の皆さんに会場いただきました。11月9日には、こども議会が開催され、幌延中学校と問寒別中学校の3年生が堂々と質問している姿を頼もしく感じました。全道規模の活躍として、幌延中学校3年の濱下心暖さんが、宗谷管内英語暗唱大会で2位になり、11月19日に札幌市で行われた全道英語暗唱大会に出場しました。また、秋は研究シーズンということで、11月22日水曜日には、幌延町内の教職員が集まり、幌延町教育研究所・研究大会が幌延小学校を会場に開催されました。教材研究をしっかりと行い、授業を実施する先生、熱心に協議する先生方が参加していました。

次に、社会教育について申し上げます。

まず、11月21日火曜日には、延期となっていた舞台芸術鑑賞「益子侑&ステラコンサ

ート」を開催しました。参加した皆さんは、生の音楽を堪能しておりました。

1 1月26日曜日には、幌延町PTA連合協議会・研究大会が幌延小学校を会場に開催され、情報モラルに関する講演がありました。

スポーツ少年団活動では、まず、剣道少年団が令和5年度留萌地区個人選手権大会の小学2年生以下の部、5・6年生の部にそれぞれ出場し、小学2年生以下の部で、幌延小学校2年の小林みわさんが3位に入賞しました。

次に、野球少年団ですが、第40回ライオンズクラブ杯少年野球大会に猿払との合同チームで出場し優勝。来年1月に札幌つど一むで開催される全道大会に出場します。また、北海道学童軟式野球都市対抗戦 エゾ・イン・ザ・バトル2023大会に、幌延小学校6年の伊藤良汰さんが、留萌選抜チームの一員として出場しました。

次に、バレーボール少年団ですが、第32回ふかがわカップ全道小学生バレーボール優勝大会に宗谷管内代表として、男子の部に幌延ジーライズが、女子の部に幌延ウイングガールズが出場し、男子の部で準優勝しました。また、第43回道新カップ北海道小学生バレーボール道北地区大会に、幌延ジーライズが宗谷管内代表として男子の部に出場し優勝。来年1月6日土曜日に江別市で行われる第40回北海道小学生バレーボール選抜優勝大会に出場いたします。

次に、幌延中学校2年で陸上部に所属している島田力輝さんが、宮崎県で開催されました「2023年全国ダウン症アスリート陸上競技記録会」日本パラ陸上競技連盟主催に出場し、走り幅跳び・中学生男子の部で、日本記録を更新する3M10CMで優勝しました。

最後に、宗谷教育局主催の宗谷管内学校教育活動等表彰「北の輝き」に、教育委員会から令和5年度第2回の推薦を2件しておりました。

1件目ですけれども、昨年度、東京都で開催されました「第13回ヨーロッパ国際ピアノコンクール・イン・ジャパン」自由曲の小学1・2年の部に出場し、ディプロマ賞を受賞いたしました 幌延小学校3年 橋本英恵さんと、2件目ですけれども、先ほど報告いたしました「2023年全国ダウン症アスリート陸上競技記録会」に出場しました幌延中学校2年 島田力輝さんの2名が、12月11日付け宗谷教育局長通知で、みごと被表彰者として通知がありましたので、ここで御報告いたします。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

6 番 無量谷 隆 君

幌延町ゼロカーボンシティ宣言の検証について、今年3月9日に幌延町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。これまで町として、どのような政策を行ってきたのか、また、今後どのような考えを持っているのかお聞きいたします。

① 過去に個人住宅のLED照明購入に対し、1世帯1台まで補助していたことがありましたが、制限をなくして補助を再開する考えはないのか。また、畜舎、店舗、事務所のLED照明購入に対して補助をする考えはないか。

② 住宅の断熱性能を高めるため、北方型住宅、二重断熱構造の推進に対し支援する考えはないのか。

③ 電気自動車やハイブリッド車の普及に向けて、購入費の補助制度を創ることは考えていないのか。また、公用車に電気自動車を増やす考えはないのか。

④ 幌延町の森林による二酸化炭素吸収量はどのくらいか。町内の森林整備を促進するためにも林道作業道の整備は必要だと思いますが、林道作業道整備に対し補助することはできないのか。

⑤ 風力発電や太陽光発電の普及に向けて、町として支援する考えはないのか。

⑥ 宣言にある再生可能エネルギーの推進とは、どのようなものを想定しているのか。

## 2 報酬と費用弁償について

① 教育委員や民生委員などの各種委員については、人材確保が大変だという話も聞いています。各種委員は様々な場面で重要な役割を担っています。今後、人材確保のためにも報酬の増額は考えていかないのか。

② 費用弁償については、会議に出席するための交通費や場合によっては宿泊費も必要となります。燃料費や宿泊費の高騰により、現在の額では不足だと思うのですが、見直しは考えていないのか。

## 3 職員の確保について

近年、途中退職者の増加や新規募集に人が集まらないなど、職員確保に苦勞していると聞いておりますが、人材確保のためにも職員の給与の増額や手当の支給など幌延町独自の取組を行う考えはないのか、よろしくお願ひいたします。

町 長 野々村 仁 君

無量谷議員の御質問にお答えします。

1 問目の「幌延町ゼロカーボンシティ宣言の検証について」に関する御質問について、お答えいたします。

まず1点目の個人住宅のLED照明購入に対する補助については、平成25年度から平成28年度までの4年間、幌延町新エネルギービジョンに基づく再生可能エネルギーの振興策として補助率2分の1、限度額2万円の制度により実施しましたが、現在販売されている住宅照明は、ほぼ全てがLEDであり、一定程度LED照明の普及は進んでいると考えられることから、現時点で補助を再開する考えはありません。なお、畜舎、店舗、事務所へのLED照明設置への補助については、現時点でLED照明のみを対象とした補助制度は用意しておりませんが、既存補助制度により対応できる場合もあると考えております。

2点目の住宅の断熱性能を高めるための支援制度については、現行の幌延町定住促進持家住宅建設等奨励補助制度で対応できていると考えております。

3点目の電気自動車やハイブリッド車の購入費補助については、平成27年度から3年間にわたり「電気自動車等導入促進事業」を実施した際は、補助実績がなかったことや昨今

はハイブリッド車がガソリン車の販売出荷台数を上回り、一定程度の普及が進んでいるという認識のもと、現時点で補助を再開する考えはありません。また、電気自動車の公用車は、現在2台所有していますが、増車をする考えはなく、今後、入替等の際は、電気自動車に限定せず、環境に優しい低公害車を導入してまいります。

4点目の「幌延町の森林が吸収する二酸化炭素量と森林整備」に関する御質問ですが、森林が吸収する二酸化炭素量に関する数値は持ち合わせておりませんが、仮に本町における主要樹種をトドマツとし、林齢を40年、栽植密度を1,200本程度とした場合、1ヘクタール当たりの年間吸収量の目安は約1.35トンと言われておりますので、幌延町の森林面積3万8千576ヘクタールに換算しますと、年間吸収量は、約5万2千トンと仮定することができます。また、森林作業道の整備に対する補助についてですが、町有林整備事業や町の森林環境譲与税充当事業でもある幌延町森林整備促進事業において、事業費に係る68%を上限に補助しており、森林作業道を整備する経費についても、補助対象としております。森林を健全に保つためには、適時適切に間伐、造林、保育等の森林施業による森林整備を進めていくことが重要であり、町としても、令和3年度に策定した森林施業に関する規範等を定めた幌延町森林整備計画に基づき、森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていない森林を対象とした調査を実施し、森林経営管理制度の普及と活用を努め、森林所有者や森林施業関係者等と連携のもと林業経営の合理化及び効率化を図ることにより、持続可能な森林づくりに繋げていきたいと考えております。

5点目の風力発電や太陽光発電の普及に向けた支援についてですが、現時点で風力発電に対する支援を実施する考えはありません。また、住宅用太陽光発電に対しては、平成27年度から5年間にわたり設置費補助を実施し、計36件の実績がありました。こちらも一定程度普及したとの認識のもと、現時点で補助を再開する考えはありません。

最後に、6点目の今後の再生可能エネルギーの推進についてですが、2050年までに本町の二酸化炭素排出量を実質的にゼロとするため現状を把握し、その実現に向けた取組として何ができるのか、再生可能エネルギー導入計画の策定を進めたいと考えております。

次に、2点目の「報酬と費用弁償について」の1点目「各種委員の報酬」に関する御質問ですが、各種委員等の報酬につきましては、行政改革の取組の一環として、平成16年4月に全面的な改定を行っています。改定後、すでに19年が経過していますので、町といたしましては、宗谷管内や近隣町村の状況を調査したうえで、各種委員等の報酬の見直しを検討していきたいと考えております。2点目の費用弁償につきましても、物価高騰の影響により、宿泊施設の宿泊料が値上げ傾向にありますので、宗谷管内や近隣町村の状況を調査したうえで、旅費の見直しを検討していきたいと考えております。

次に、3点目の「職員の確保に向けた幌延町独自の取り組み」に関する御質問ですが、議員御指摘のとおり、職員の早期退職や職員を補充するため、募集しても応募が少ないなど、職員の確保について、苦慮しているところであります。職員が退職した場合には、速やかに新たな職員を補充したいところではあります。新規で募集する職員に対して、給与の増額や手当の支給を行う場合には、すでに在籍している職員との公平性を保つことができなくなりますので、新規職員の待遇を向上させる取り組みについては、慎重に検討する必要があります。

ると考えます。また、近年は、特に新卒の職員の確保が困難なことから、民間企業等において、正社員・正職員として一定期間以上、勤務した経験がある社会人を募集し、即戦力として採用することにより、複雑化・多様化する行政課題に対応できる体制づくりに努めております。

6 番 無量谷 隆 君

個人住宅のLED化に関することですが、既に過去にはLED化したんですけど、当時は結構高額な金額だったんですけど、今、LED化がかなり進んでいるということで、LEDの購入価格がかなり安くなってる状況であります。そういう中で、新規の住宅に対しては、LED化、全てはなっているかと思うんですけども、一応、過去の住宅に対しては、まだ、全面的にLED化がなっていない状況であります。それらに対して、ある程度、更に、再度LED化を進めて、ゼロカーボンに近い段階に進めてほしいなという気持ちであります。そういう中で、更に、町長としても、考えるべきでないかなという感じで、その辺、もう一度お聞きします。

町 長 野々村 仁 君

先ほども御説明をしたとおり、新たに独自にLED化の部分としては考えてはいないということであります。この部分としては、先ほども申したとおり、既存の補助制度等々、改築等含めた形で御利用いただけることもできないことはないと申しあげましたけども、その辺で御相談をいただければと思っております。

6 番 無量谷 隆 君

過去には、牛舎とか店舗、事務所っていうような、ある程度、営業的な部分のLED化がなっていないという部分が残されております。そういう中で、一戸当たり付けようとするなら、台数が増えるのかなって感じはするんですけども、幌延町として、ゼロカーボンの宣言をした以上は、ある程度、少しは前向きな形で検討してほしいなという感じはするんですけど、その辺はいかがなんでしょう。

町 長 野々村 仁 君

はい、今申し上げたとおり、既存の事業等がございます。

それらも活用できる方法を考えていただければと思っております。

6 番 無量谷 隆 君

町長は、既存のものっていう感じですけど、上限が決められたり、いろいろ制約がかなり厳しかった状況であります。

そういう中で、新たに、宣言した以上は、何か、目玉的なことも進めてほしいなという部分であります。そういうことを是非考えていただきたいなと思います。

2番目の住宅断熱材ということでもありますけども、住宅促進では新規住宅には該当するかもしれませんが、中古あるいは既存の住宅に対しては、なかなか改築することに対して、手厚い保護がなされていないという部分があります。町の中を見ますと、外壁等をかぶせて、一応、温かくはしてるという感じは見受けられますけども、やはり、それらの助成制度は、新築よりは、既存の住宅に対しての補助制度がちょっと少ないのかなという感じはするんですけどその辺の見直しはないでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

これも最初にお話ししたとおり、既存のリフォームの関係でも、率的には、差ほど変わらない率でございます。それらを断熱特有の施設個別な補助という体制ではございませんけれども、リフォームするときには、きちんとペアガラスの窓を付けたり、高気密断熱にしていたりする改築、リフォームをしていただいたこと自体に対しても、その枠の中に入っているとそのように考えてございます。

6 番 無量谷 隆 君

3番目の電気自動車あるいはハイブリッド車ですけれども、幌延町には、今後、増やす予定はないという感じはしてるんですけれども、一応、50年までには、ある程度、入替えはあるし、あるいは、今軽自動車という形で、町から、それほど距離的に走らない軽自動車の利用が町でもなされてると思うんですけれども、それらについても、一応、ハイブリッド車あるいは電気自動車というような形であります。それらを、ある程度、導入すべきでないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

これも先ほどお答えしたとおり、全てが低公害車という形で導入、電気自動車も入れないと言ってるわけじゃなくて、電気自動車も含めまして、それぞれ、更新をするときに考えていきたいと先ほども御答弁をさせていただいております。

それぞれ、充電バッテリーだけの今の現状の中でいけば、バッテリーだけの状況の中で、それぞれ使用する人たちが、ころころ代わる公用車の場合に、いつ、タイミング的にどういう充電をするかということにも限定もありますし、それぞれEVの良いところ、または、ハイブリッドの良いところも考えながら、今後、更新をしていければと思っております。

6 番 無量谷 隆 君

幌延町では個人が電気自動車を持てるような形に、環境のキロ数も伸びてくるような状況になってきております。そういう中で、再度、個人所有を町としても考えるようなPRをお願いしたいなという部分もあります。近間の走る自動車は、大概、個人的には、2台ずつ所有してるのかなって個人的には思うんですけれども、ある程度、短距離の車は電氣化を進めるようなPRが必要でないのかなって感じがいたします。そういう中で、町としても、その辺のPRも、ゼロカーボンの宣言という形の幌延町でありますから、是非とも、PRもその辺を進めてほしいなという考えを持っております。

4問目の幌延町の森林吸収減とする森林は、幌延町は面積がかなり多い方でないかなという感じはしております。そういう中で、森林の作業道や林道というような形で挙げましたけれども、これらは、今までは道路があるところが結構改良されたり、植林されたりいろいろされてます。ですけれども、道路から離れた飛び地っていうか、奥に入った所有者が道路がないために、改良ができないと言われております。ですから、そういう枝線、あるいは、林道の促進を町でやって、100%を補助するような形で奥地の林業の促進を進めてほしいなという感じがします。現状としては、道路のすぐそばのみ改良されてるのかなっていう感じはしてるんですけど、奥に入った個人所有者の山林の改良がされてないという部分があります。それを踏まえながら、奥地の人のために、その手前の森林所有者が、自己負担する

というのは、とても、できないっていう形で、現状としてはあります。ですから、その辺は町としても、公的に、奥地の森林所有者を進めるためにも、是非とも、100%に近い所有者の奥地の改革っていうか、その辺を考えてほしいなと思います。いかがでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

無量谷さんのお気持ちは十分理解をします。

しかしながら、個人所有の財産でもございます。皆さんが効用的に皆さんで、それぞれの境界際にそれぞれ共通して使える林道、そういう形でどこまで引っ張っていけるかという、そういう形にしてでも、やはり今のところ、町100%の事業ということ自体は、なかなか難しいのかなと思っています。68%という率では足りないという気持ちも分かりますが、それぞれ、今のところ、このような形で、少しでも、近くに林道がひけて、きちんと、保全管理ができるという体制を、今、森林環境譲与税も含めて、整備を進めようとしているところでもございますので、その辺は御理解をいただければと思っています。

6 番 無量谷 隆 君

環境税とかそういういろんな形でありますけども、奥地の森林所有者を助ける意味で、少し、町も、心掛けてほしいなと思います。そういうような林道の作り方、あるいは、今後、ゼロカーボンに向けても、森林を良くするためには、道路がなくてはなりません。道路がなければ、夏の手入れ、管理とか、植栽とかいうものも、なかなかできない状況でありますので、その辺も踏まえながら、ちょっと、目を配ってほしいなと思います。そのような形で進めてほしいなと思います。

5番目の風力発電に移ります。風力あるいは太陽光ですけども、風力は企業的な形で大型化されて更新されたり幌延町はされているんですけども、太陽光は一時的に一応5年間に設置しましたけども、これで、なかなか今、再開するとなったら、いろいろと弊害がありまして、買取り価格も以前と違って安くなっております。ですから、補助の倍率を上げていただかないとなかなか新規には難しいのかなって感じはしておりますけれども、その辺、ゼロカーボンの意味でも、そういう再生可能エネルギーでも再開するという場合は補助率の倍率を上げていかないと個人が導入するということはなかなか採算性も合わないっていうような状況ありますので、その辺も踏まえながら、今後ともよろしく願いいたします。

2番目の報酬と費用弁償ですけれども、16年に全面改正されたということでもありますけども、それ以降、急激な物価高騰、あるいは、ホテル代とかいう形ですごく変動しております。そして、かつ、成り手不足で各委員さんが交代する時期もありますけども、なかなか成り手不足が各委員でもあります。各委員を報酬うんぬんと言えども、今の時代に合うような報酬査定をしていただきたいなと思いますけども、費用弁償について、いつ頃、今年度に改正されるのかその辺をお伺いいたします。

町 長 野々村 仁 君

先ほども申したとおり、管内の状況等も踏まえて、本当にこの1年間ぐらい急激に人件費も含めて、宿泊費、また物価、全てが高騰しているという中ですから、しっかりと、この辺は調査をさせていただいた上で、上げていければと思っています。

それには、ちょっと調査させていただくのには時間が掛かりますので、新年度になるかと

思いますけども、それに向けて、一生懸命、情報収集をさせていただきながら、この辺も考えていきたいと思っております。

6 番 無量谷 隆 君

今年度中というのは、ちょっと厳しいかなって感じで、来年度に向けて、途中からでもいいから、早急に改正してほしいなという形もあります。そういう中では条例改正もしなきゃならない部分もあるかもしれませんが、速やかにお願いしたいなと思います。

2番目の費用弁償についてですけど、物価高騰についてです。

かなり、急激っていう形で、今現在、研修、あるいは、出張等に行っても、旅費が赤字になるような状況であります。それは、誰が良い悪いって言わず、やはり、今時代に合うような形の対応の仕方にしてほしいという部分もありますし、やはり見直す段階で、こまめに調整できるような条例改正なりが必要でないのかなって感じがするんですけど、その辺いかがでしょう。

町 長 野々村 仁 君

すいません。先ほど2つ重ねて、私、答弁してしまいましたけども、先ほど言ったとおり、一生懸命、調査をさせていただき対応していきたいということです。

6 番 無量谷 隆 君

その辺、速やかによろしく願いいたします。

3番目での職員の確保に向けての幌延町の独自の取組っていう形で申し上げますと、民間企業は、今の時代に合うような物価調整っていう形で、調整しながら上がっていくような状況であります。

幌延町は、近年にない中途退職するような形で、報酬とかが、民間よりは遅れてるのではないかという感じはするんですけども、やはり、公的な報酬を上げるとなれば、民間ベースに左右されるかもしれませんが、やはり、1年遅れ、2年遅れっていうような形の金額という形に示されるのかなって感じはするんですけど、ここでやはり人員確保に対しては、来年の春闘は4%5%という申込みはしてるみたいですけども、幌延町もこれだけ急激に物価変動になれば、民間ベースに合やすような形の1年遅れ、あるいは、公的な遅れの査定を1年前倒しするような形で、何とか、民間ベースに合うような形で、1年前倒しで全体の職員の給料を上げたり、あるいは、新規採用の部分で好条件を示すようでないとなかなか集まらないのかなって感じはするんですけど、いかなるものでしょう。

町 長 野々村 仁 君

民間の今の急騰したスピード感に、行政はなかなか付いていけないというところは、現実であります。我々行政の中でも、人勸の答申をいただいた中で、毎年、そういう人勸の指標を使いながら、給与に反映をしているというところでやっております。そうしないと、前後、また、その時によって報酬や賞与が違うというばらばらな状態が生まれるということもありますので、その辺は、今までもずっと公務員に対しては、そういう人勸の数値を使っているところが本筋でございます。今後、どのようにやっていくかっていうのは、各町村の首長さん方と色々な話をする機会がありますけれども、どうすることが一番いいのかっていうのは、まだ今のところ結論が出ていないというところが現状でありますので、今後

とも、一生懸命、それぞれの状況に合わせながらどういうことができるのかも含めて考えていこうと思っておりますけど、公務員は、国から示された人勸の数値を使う。この数字で、今のところ、進めていきたいと考えております。

6 番 無量谷 隆 君

職員はある程度、保障はされていますけども、この急激な物価高には、なかなか対応できないのかなと感じてますけども、やはり、これだけ極端に職員の欠員、あるいは、人材不足っていうな形でありますんで、ここで、幌延町として、思い切って1年前倒しするような形の3%程度全体に上げるぐらいの気持ちで職員に対応してはいかがなものかなという感じはするんですけども、人勸人勸といえども、職員の成り手不足を解消する、一時的状況を打破するためには、1年でも2年でも早めに対応するべきでないのかなと思います。

職員全体の確保、あるいは、皆さんが幌延町の職員で良かったなっていう感じっていうような形で見直し、特別ジャンプするような形で、来年度に向かってやってもいいんじゃないのかなと私は思うんですけども、人勸、いろいろ町村の調整もあるかもしれませんが、職員がいないっていうことは、人口も減ってることもありますけども、その辺を打破する特別な幌延町であってほしいなと思います。

無理難題かもしれませんが、是非とも、それに近いような形でジャンプするような給与体系の政策もあってもいいんじゃないのか。毎年と言わず、近年の物価高に対応するんだよっていうな気持ちで、町長は何とか考えていただけないのかなと思います。

町 長 野々村 仁 君

これも重なりますけども、先ほどから言っているとおり、行政の立場からいくと、なかなかそういう形にはならない。無量谷議員が、そういうお気持ちで熱意をかけてお話をさせていただきますので、その意見も肝に銘じながら、今後、この先どうあるべきかということを考えていきたいと思っております。

6 番 無量谷 隆 君

ゼロカーボンから始まって、職員の手当等、時代になかなか付いていけないような状況でありますけども、一つでも早く解決するような形で進めてほしいなと思います。以上で終わります。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、6番 無量谷 隆 君の質問を終わります  
ここで、11時まで休憩します。

(10時49分 休 憩)

(11時00分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

4 番 高 橋 秀 之 君

4番高橋です。

通告に従い、人口減少対策について、バイオマスプラントについての質問をいたします。  
最初に、人口減少対策について。

平成27年に策定した幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針の人口ビジョンから見た取組で、平成22年の国勢調査人口は、2,677人、2040年には1,693人、2050年には1,076人まで減少するとされています。また、人口ビジョンで掲げられた2040年では2,241人が目標ですが、既に2023年12月末で、2,116人まで減少しています。令和5年度町政執行方針のまちづくりの基本姿勢の中で、安心して住み続けられるまちを目指し、人口減少対策を進め産業を守るとともに、住民の暮らし向きをよくし、地域持続可能性を高めるよう、まちづくりに取り組むとあります。

一つ目に対策・施策を検証するとともに、見直しを行い、大胆かつ効果的な投資政策を検討し、進める必要があると考えているとありますが、今、どのような対策、施策を検証・検討しているのか伺います。

二つ目に人口減少・少子高齢化・担い手不足・事業継承問題・住宅不足・施設の老朽化などの環境の変化を踏まえ、小規模自治体における今後のまちづくりについて、どのような形にしていくことが望ましいのか取り組んでいきたいと考えているとありますが、どのように取り組んでいるのか伺います。

バイオマスプラントについてお聞きします。

平成27年のバイオマス利活用可能性調査事業から令和4年のバイオマス事業検討支援業務までに、約3,200万円ぐらいの調査経費・委託費用を掛けて事業を進めてきたと思いますが、一つ目に令和4年度施行幌延町バイオマス事業検討支援事業の報告書で、次年度以降に向けての検討課題に、候補地の地質調査と対策・規模の見直し・余剰熱の具体的な活用策の検討とありますが、今の進捗状況を伺います。

二つ目に平成27年度から令和4年までの業務委託の成果は何かを伺います。

三つ目に令和6年度以降、どのようにこの事業を進めていくかをお伺いします。

よろしく願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

高橋議員の御質問にお答えします。

1問目の1点目、人口減少対策に関する御質問ですが、対策、施策の検証、検討状況については、令和2年度に策定した第6次幌延町総合計画のうち重点戦略と位置付けました。

特に、重点的に取り組むべき施策の柱及び具体的な取組を示す第2期幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、戦略ごとに数値目標及び重要業績評価指標、KPI（中間目標）を設定しておりますが、令和6年度末をもって計画期間終了を迎える総合計画前期基本計画と併せて、町の社会情勢も踏まえながら、次期計画策定に向けた達成状況の確認、検証作業を進めています。

2点目の小規模自治体における今後のまちづくりに関する御質問ですが、町政執行方針で掲げた様々な環境の変化について、ハード面では、幌延市街地区で、まちの拠点や小中一貫校の整備、問寒別地域をモデル地区とする地域コミュニティ形成事業による小さな拠点整備などを進めているほか、総合計画、重点戦略に掲げた施策を通じて取組を進めているところです。

次に、2問目のバイオマスプラントに関する御質問についてお答えいたします。

まず1点目の進捗状況に関する御質問ですが、今後更に一步事業を進めるために業務報告書で挙げられた検討課題について調査を進めていかなければならないと考えております。しかし、昨今の酪農情勢により、令和4年度をもって、バイオマス事業の検討については、一時休止する旨、令和5年3月10日に行われた予算審査特別委員会や、9月の決算審査特別委員会でお答えしております。ただ、バイオマス事業も含めた形で、脱炭素社会の実現に向けた講演会や勉強会は続けていきたいと考えております。

次に、2点目の平成27年度から令和4年度までの業務成果に関する御質問ですが、平成30年度のバイオマス産業都市構想の自立や構想に基づく、木質バイオマスを活用した使用済み紙おむつ燃料化が挙げられます。家畜ふん尿を活用したメタン発酵バイオガスプラントの構築については、本町の大半を占める100頭規模の経営でも導入可能で、採算性が確保され、他地域のモデルとなるような施設の実施設設計の策定を目指し、取り組んでおりましたが、プラント建設を安価に進めるための方法や運営手法等、個別や共同方式で進めるには、金銭的にも、厳しいものがあり、本町でも集中方式での実施について調査検討を進め、今後の検討課題が挙げられたところです。

最後に、3点目の令和6年度以降の事業の進め方についてですが、バイオマス推進は一時休止をし、その間に、環境負荷低減の環境保全型農業について勉強会等を開催し、興味を示していただいた後に推進していきたいと考えております。

#### 4 番 高 橋 秀 之 君

まず1番最初にちょっとお伺いしたいんですけど、令和2年2月の幌延町の将来人口推計2040年で2,241人を目標値にしていますが、令和3年3月に出した第6次幌延総合計画の概要版で、目標人口が2千人に設定しているんですけど、なぜ、1年間で241人減少した数字になったのかを伺います。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

事務的な部分ですので、私の方からお答えいたします。

平成27年10月に策定した人口ビジョンにつきまして、議員も御承知のとおり、当時の直近の国勢調査の人口に基づき、さらに社人研（国立社会保障・人口問題研究所）という人口の推計をする団体の方で出ていた2,241人それも含めて2,241人という数字を推計しておりましたのが27年10月の策定時点です。令和2年2月の推計の際には、そちらの数字もあったんですけども、第6次総合計画を作っていくに当たって、今度はちょっと国勢調査のタイミングとのずれもありましたので、住民基本台帳の数字を基に、その当時、令和元年10月1日の人口なんですけども、2,300人という人口を基に、それから社人研の推計に使っている率を掛け合わせて数字を作ったというところその結果に基づき推計すると2,100人という数字を新たに設けたというようなところとなっております。以上です。

#### 4 番 高 橋 秀 之 君

なぜ今、数値を変えたのって聞いたのは、私は多分、何年前かちょっと忘れたんですけど、この目標数値が出たときに幌延の人口がもう目標数値を下回ってたんですよ。それで、今作るんだから目標値を下げればいいんでないですかって言ったら、答弁でこれは目標なので、

努力していくっていう意味で、数値はいじらないって答弁したんですよ。それを今回1年も経たないうちに、数値を変更しているんですよ。だから、今の質問をしたんですけど。何か矛盾しているんでないかなと。それだったら、目標値を自分たちの町に合った目標値まで下げた方がいいんじゃないかなと思うんですよ。その辺、どう思いますか。

町 長 野々村 仁 君

御指摘があったの私も記憶がございます。

ただ、人口統計をあの時に基本的に使うということで、我々としては基本的にその社人研の今の計算方式というのもし示されていませんでしたので、1年半前の人口統計の調査が出た数字を使う。多い少ないではなくて、これを目標としていくんだという意味で言ったわけで、こんなに少ないんだから、そこに合わせればいいと言われたところでも、これを目標にしてスタートしていこうよということであったように、私自身は感じております。

ただ、そういう修正をするのであれば、その時に下げておけばよかったと言われれば、そのとおりなのかもしれませんけども、その時点では、その数字で全てのデータ、全ての形が整っていたというか、それを全部修正する時間がなかったというところもあるかと思っています。事務方の方でも、この数字を最初に総合計画を作る時点でも、相当、バタついて期日に迫られて一生懸命やった。だから、許されるものではないですけども、その時点で、このような形で早期に修正をしなくてはならない、こういう形だと思っていたと、私も感じてもございます。

ただ、我々、町として、あの時もお話をしたと覚えていただいているかと思うけども、もう2千人を切っては、なかなかこの小規模自治体としては維持できないんだと、だから、努力をするんです、お金を掛けるんですということを私は説明してきたような気がします。

4 番 高 橋 秀 之 君

ありがとうございました。分かりました。

多分、前も何かそういうような言い方していたんですけど、今回ちょっと、ぐっと変わったんで、その辺をちょっと聞きたいなと思って、ちょっと質問させてもらいました。

人口減少で第6次総合計画の中の重点戦略の中の基本目標の中の主要施策の中の細かいところをちょっと質問させていただきたいんですけど、雇用の場なんですけど、雇用の場が無くなると、事業が継承できなくて、雇用の場が無くなると、町外に雇用の場を求めていく人もいると思うんですよ。もちろん、それが人口減少に繋がっていきますし、事業承継の支援の見直しが必要でないのかと私は思うんですよ。今、補助金100万円、事業継承すれば出る支援策なんですけど、事業継承には、親族の継承と第三者継承とそれと廃業か精算という三つがありまして、今の100万円の事業継承は、ほとんど、親族間の継承が多いんじゃないかなと思うんですよ。それで、1番ゆるくない継承の仕方っていうのは、第三者継承だと思うんです。第三者継承になると、要するに、従業員とかほかから会社をやりたいていう人が出てきて、会社を承継していくんですけど、それには莫大な資金が掛かります。個人も含めて。

法人は特に株とか何かを譲ってもらわないと駄目なんで、そういうのに莫大なお金が掛かると思うんですけど、前にも私このことで、質問したような気がするんですけど、何か支

援策っていうものがないのかなと。そうしたら、もう少し幌延の雇用の場を確保していけるんじゃないかと。

実際に幌延の町の中でも、去年というか今年というか、1件そういうところがありまして、今回12月末をもって、もう1件、これは個人のところなんですけど、事業を畳むと。だんだんだん、そういう雇用の場を無くしていくと、人は出ていく、人口減少は進む。何か、悪い方に悪い方に回っていくような気がするんで。何か、支援っていうか、大変難しい問題だと思うんですけど、何かやっていただけるなら、考えていただきたいと思うんですけど、町長はどうお考えか、お聞きします。

町 長 野々村 仁 君

以前にも高橋議員の方からもそういうお話を聞いて、何か今後考えていかなきゃならないと言いながら、なかなか前へ進んでないというところが現実です。何故かという、やはり、個人の財産の部分に引っ掛かってくるというところでもありますけども、今言われたとおり、やはり、大きな事業主がそういう形で取引すると、優良な会社であればあるほど、継承するときに大変な負担が掛かって継承しなきゃなんない。それなら辞めようとか、もう、違う名前で新しく新設しようとかかっていう話になってしまうという大きな分岐点の中の一つだと私自身も考えてございます。

まだまだ、我々自治体でやれること、どういうことをすべきかということ自体も検討したいと思いますが、やはり、今言われてることの第三者的に受けることの継承の難しさというのは、私自身も薄々、実感としてよく理解もできます。特に、資産だけではなくて、先ほど言った株を持って、株を全体的に動かしているその全体資産の膨らみ方っていうのは、もう半端ではないということ自体は、重々承知をしておりますので、そういう継承の時に、どのような支援をして、どのような形で応援ができるかということ自体も、もう少し慎重に考えさせていただければなと思っています。

以前から、そんなことしか言ってませんけども、本格的にそういう継承者、また、大きな法人が辞められるというこの実例が出てきている以上は、入ってきてもらって、継承してもらおうということを中心に居留めさせなければならない。これは農業の場合も同じだと思います。

やっぱり農業も資産が多いために、第三者継承して、移すときに入ってくる人たちに、移譲する時じゃなくて、資格を得るために、大きな投資が要ることが負担になって、経営が難しくなる。この農業者の移譲についても、今後やっぱりもっと真剣に考えていかなければならない。

これも、商業だけではなく、こういう資産を持った企業が、第三者継承するときの付加、または、新しく入ってきている人たちを支援するための付加っていうのは、やっぱり今後ちょっと真剣に考えていくべきことだと私も思っておりますので参考にさせていただきたいと思います。

4 番 高 橋 秀 之 君

事業継承に関しては、商工業もそうかもしれないし、今言ったとおり、酪農の方も、私たちと同じだと思うんで、その辺は合わせて何か大変難しい問題だと思うんですけど、何か考

えていただければと思います。

次になんですけど、町職員も求人出して、募集がなく、職員不足になっているんですが、幌延の制度の中に医療職員養成修学資金制度っていうのがあるんですけど、これは、医療従事者っていうか、そういう人方に対する資金の制度なんですけど、これを専門学校とか、短期大学、大学に通う学生にも範囲を広げていけば、少しは、人手不足が解消されるんじゃないかなと。医療職員養成修学資金って、何年か勤めればそれは免除されますっていうことなんで、普通の一般の大学とか専門学校に通っている若い人も、授業料とか入学金を出してあげるとか、いろんなことをして、そして、卒業して何年か働いてもらおうと。そういうふうになると、幌延町も、生産年齢人口が減少している中で、大幅に減少しているところを緩やかに減少させることができるんじゃないかなと思うんですけど、そういう制度って、見直してもらおうというか新しく創設っていうか、作っていただけないのか伺いたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

今後、育てて地元に来てもらおうという、今の考え方時点では、医療従事者の分についても同じです。今まで、やはり、この資格を持つて人たちを幾ら探しても応募がない、ずっと不足のままていくということに関連して、少しでも奨学金を出してでも、少しお手伝いをして、地元に来てくれるということ自体を作っていく必要性があるということの認識から、先んじて、ここがスタートしてるんだと私自身も思っています。

ただ、今言われるとおりの、もう本当に我々もそうですけども、技術職とか国家資格を取得する、その職種というものは、どんな職種であろうと、今、不足をしているところでもあります。そういう育てて、地元に戻って着ていただけるという作り方っていうのは、やはりいいとは思いますが、ここが固定をできるか、受入れ側の体制として、うまくやれるかっていうところも大きな課題の一つかと思うんですけども、やっぱり3年4年で同じく資格を持った人が入ってきてくれたんだけど、いなくなったとかっていうこのロスっていうのは物すごく大きなものがある。そこに、永続して繋ぐというのは、やっぱり地元出身者とか、地元に関係のある人たちに、一生懸命、力を注ぐ方がいいのか、第三者的にまるっきりいこういう道北に来たいっていう人たちを育てればいいのかっていうところでは、どこに、どうやってポイントを当てながら育てるかっていうのは、やっぱり大きなポイントの一つではないかなっていう気がしてるんですね。

これ自体は、これも先ほどに言った酪農家も全て同じことが言えてきて、今、そういう奨学金ではないですけども、協力隊員制度を使って、お給料を払ってもらって、実習してもらって、根付いていただいて職に就いていただくかという体制を今作ってる。

これは、農業、土木、商業、建設業、全てのサービス業に関してでも、結局は同じようなことが今後言えていくのかなという気がしています。その辺は、今後も商工会を始め、皆さん方の知恵をお借りして、どういう形で、どこまでだったらこれができるかっていうことを御相談をしながら、どの範囲でどうやれるかっていうのは、今後、この後の基本計画の策定の部分もありますので、そういうところで盛り込みながらでも、そういうふうな御相談ができるときがあったら、していければいいかなという気はしていますので、そのときにまた御指導いただければと思います。

#### 4 番 高 橋 秀 之 君

考えていただければ、すぐについてというのは、多分ならないと思うんで、長い目で見ていきたいと思えますんで、よろしく願いいたします。

それとですね、今も言ったんですけど、1番やっぱり人口減少の中で、生産年齢人口が減っていくってことが1番問題じゃないかなと思うんですよ。こういうことを言っているか悪いか、人口減少から離れるかもしれないですけど、町の職員が、結構、途中で、若い人が退職していくということが目に付くんですけど、町の中で1番大事な生産年齢人口の枠の中に入ってる人たちが、要するに、パワハラとかそういうもので、役場を辞めていくっていうのは非常に残念でならないんですよ。

町として、いろんな指導、対策をとってると思うんですけど、今、そういう問題に対して、どのような考えで、どのように対処しているか、ちょっと人口減少とか関係ないかもしれないんですけど、よかったら、伺いたいんですけど。

#### 町 長 野々村 仁 君

人口減少っていうこと以上に途中退職する方々が増えているという御質問の中でありますけども、私自身は、町の職場自体でパワハラが多さっていうことは、全然認識をしてございません。一部、そういうことがあったということだけはお認めをしますが、その後、そんなに大きく発展をしてもいませんし、幹部の皆さんも一生懸命御努力をいただいていると、私自身は思っております。

ただ、今の流行というか、若い人たちがどこの職場でもそうですけども、辞められて、スキルを上げたいという、今のトレンド的な考えなのか分かりませんが、どこの職場でも、若い人たちが辞めて、替わっていくということには、やっぱり大きく変わらないのかなと思っています。

我々もその一時あった、そういうことの反省を踏まえた以降は、全て、そんなことのないような形で一生懸命努力をしてるつもりですけども、皆さんからのそういう口が、それこそ類を呼んで、検索をする方にもそういう形で検索をすると、どうしても、名前が挙がってくるということで、何となくイメージはそういう悪いイメージが付いてるんですけども、私自身の認識としては、もうそれ以降はないと私自身は考えてますので、そこは皆さんも御協力をいただきながら、悪いイメージを排除していくべき話なんだろうと思っております。

私自身がここに来たときもそうですけども、中間層がいなくて、この年代になってきています。

我々も人口構成の中でやっていると、今、我々の年代から下、課長のところから下が空白であって、その下、若い人たちだけなんです。その若い年齢層が、ちょうど、上部層に当たる年齢層の方々が4割で、下6割は全て若い世代しかないそうなんです。その間が空いているところでもありますから、多分、荷重の掛かった、そういう仕事もあったのかもしれないということで、今回改編をさせていただきながら作業の分担とか、やりやすい仕事、そういうことも踏まえて、今回、皆さんから議決をいただいたとおりにやっています。

まだまだ、全然落ちつかないですけども、部署が変わったり、所管が変わったりして、落ちつかないですけども、それに向けて、若い人たちでも働きやすいような状況、環境を創っ

ていくというその気持ちには変わらないと思ってますので、御心配でそういうお言葉をいただくんですけども、そのお言葉自体も、結局は、検索的になると、大きなはけ口になっていくことでもありますので、御協力をいただいて、きちんと若い人たちが育てられる我々自治体の中でも一生懸命努力していきたいと思っています。

4 番 高 橋 秀 之 君

ありがとうございます。

余計な質問して済みませんでした。

次に質問するのも、多分、前に、相当前についていうか、そんな前でもないかもしれないけど、高齢者なんですけど、高齢者の人方は、幌延の町に住み続けたいと思ってる人が結構いるんですね。ただ、施設に入る段階まではいっていないと。だから施設には入れないと。だけど、一人暮らしするのはちょっときつい。夫婦でいてもちょっときつい。そういう人たちが暮らせるような共同のアパートとか、そういうものを造っていただきたいって質問されたことがあると思うんですけど、人口が減って、お年寄りが幌延のまちに住みたいということなので、再度、そういうことができるかできないか。すぐには言わないんですけど、検討ぐらいしていただきたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

そのお言葉は、忘れたわけでも、停まってるわけでもなく、どうしたら、それは建てられるのかっていう方法だけは、一生懸命考えさせていただいてる途中でもありますし、拠点整備の中の一つも、その一つの中身であるということだけは、ちょっと考えていただいておいてもらえればと思ってます。

そこは、高齢者が特別に入るという、そういう位置ではなくて、今の介護保険やヘルパーさんやそれぞれ動く、そういう拠点の一つでもあったり、福祉全般を含めてどういう形にするかということ自体も、総合的にやっぱりやっていく必要がある。ただアパートを造るだけではなくて、きちんと見て回れる、巡回できるような施設的にやろうとするとすれば、やっぱり、そういう拠点的なものをきちんと、固めて、動きのいいような形をとっていくということがやっぱり重要なことの一つなんだと、私自身は考えてございます。

私も新年交礼会に、高齢者の老人会の皆さんと毎年お話をさせていただく中でも、私が就任して、2年目、3年目ぐらいから、ずっとそれを言われてきておりまして、何とかそこはならないのかということで、高齢者専用の公営住宅がありますということでお勧めすると、そういう箱に入れられたままじゃ駄目なんだと、そこはやっぱり声かけてくれて、きちんと安否を見てもらえる形が何かできないかっていう。

そうすると、各自治体、各町村にもあるように、いろんな高齢者の施設となると、とても国民年金では入れない料金しか取られないというところ、そこを、どういう形で公営住宅並みで入りながらそういうことができるような、巡り合わせっていうか、環境を作るれるかということが今、最も課題の大きいとこだと思っています。

これも、今後に残るこのK P Iの中で審査をしながら、大胆に分別をしながら、必要などころにそれを持っていくということの動きというのは、大切なことだと思いますし、計画にそこに載せられれば、大変ありがたいことかなという気はするので、よろしく願いいたし

ます。

4 番 高 橋 秀 之 君

なかなか進まない話だと思うんですけど、よろしく願いいたします。

最後なんですけど、人口減少対策として、町長は、しなければならぬことがたくさんあると思いますけど、その中で、今1番最初にやらなければならぬ対策は、何だと思うかお伺いしたいんですけど。

町 長 野々村 仁 君

1番先にといいことで言われると、何を先に上げていいのかっていう序列によって、聞き方によって、大きく変動があるかと思えますけども、私自身は、この町で受ける側、出す側、サービスする側、全般的にこの地域の中で、きちんと還元のできる地域にあってほしいという気がしています。

ですから、1番先について言われると、やっぱり基幹産業、ここの人数が減らないことが大前提で、そこに受けるサービス、そういうことが最低限そろってることというのは、私の中にはあります。

ですから、そのサービスをするために、雇用が生まれてっていうことを、少しずつ循環させないと、この小さなところで、長く維持できることっていうのはないのかなと。

ただ、口で言うのは簡単ですけども、ここも経済ですから、先ほどと同じように、辞めたって言われれば、我々、どうしようって言うてみても、我々にはどうにもできない話のところですけども、そこは、そうならないために一生懸命努力をしていきたいというふうに考えていますので、全て町内で循環型の環境も、お金も、経済全体も、そういう人の流れで回ることが重要なことのひとつだと思っています。

観光施設が、特段、どデカく集客できるような施設もないですし、宿泊して楽しんでもらえるところも少ないですし、そういうことと言えば、この地べたである一次産業を起点として、その人たちがサービスを受ける側の人たちぐるっと回れる、それが理想としています私は。

4 番 高 橋 秀 之 君

この間、たまたま、テレビを観てたら、明石市の子育てが出ていたんで、見てたんですけど、その中に五つの方針みたいのがあって、要するに、子供の医療費の無料化とか第二子以降の保育料の完全無料化、それと0歳児の見回り訪問で、おむつの定期便とか、中学校の給食費無償とか、使用済みおむつの保護者の持ち帰りの禁止とか、子育てをメインにして、若い人っていうか、子育て世代を集めているっていうか、みんなが移住してくる。

北海道で言えば、これはニュースでちらっと見た南幌町なんですけど、明石市も南幌も、幌延と地域の環境が相当違いますし、南幌の場合は、札幌までは通勤圏で、1時間以内で札幌の街まで行けるってそういうのもあって、移住が多いのかもしれないけど、そこは土地を買えば、その50%補助して、家を建てれば200万円、幌延町もそうなんですけど200万円と。それに、あとは子供のいろんな無償化とかやってるんですけど、ここ二つに共通するのは、子供の遊び場を室内の遊び場を持ってることなんですよね。

町の調査票だったか、総合計画の中のアンケートで、交流センターの中庭のところに昔は

遊具があって、そこで多少は遊べたんですけど、冬になると寒いとあって言って、囲えないのかねっていう話はしたんですけど、あれは町の持ち物でないから、何か駄目ですよっていうことになって、今見ると遊具も無くなったみたいで、やっぱり、そういう子育てをしている人たちが集まって来てくれれば、要するに、生産年齢人口っていうのも上がってくるし、人口も減少はするかもしれないけど、急激な減少はないんじゃないかなと。

何か子育て、町もいろんなことやってるんですけど、給食とか教材費の無料とか3歳未満の保育所の無料化とか、あと妊婦出産のときの町外通勤支援、これ2回までとか1回何千円の3分の2とか宿泊は最大で5泊までですよとかってあるんですけど、そういうのを全額支援とかそういう対応していかないと、周りと同じ事やっても、やっぱり人は集まってこないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうお考えかお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

私も、そういう施策の部分では見させていただいてます。

私たちもそれに合わせたような形で、いろんな形で今までも取り組んできて、ただ、無償化がいいか、一部負担がいいかっていうぐらいで、子供施策については、大きく遜色のない形になってると思っています。

ただその割合は、今後どうするかっていうこと自体は別として、今まで表面に出てきて、すごいなっていうところを見ると、やっぱりベッドタウンなんですね。ベッドタウンで、それぞれ出入りしていて、いやこのぐらいだったらここに住んでっていいよねっていう、そういう状況下で、我々がそれできないわけではなくて、そういう意味で言ってる訳ではなくて、その施策っていうのは、我々もアンケートを取っても、若いお母さん方っていうのは、そういう希望を抱えてくれていて、寄り合いの場所、そういうスペースが欲しいというところもあるからこそ、そういうアンケートを利用させていただきながら、今、施策に盛り込んでいこうということで頑張っているところでもあります。

ポイントとして、すごく目立つ部分は、序列すれば、同じような形で全額はないんですけども、これだけはあるよねっていうところは、項目的には、大した負けてはいないんですけども、その施策だけで、入れるかっていうことと、それから、やっぱりそこを起点にして入る転換として、選んでくれたっていうのは、先ほど言われた遊び場があるとか、広く子供たちを面倒見てくれるとあっていうその地域性だったと思っています。

私たちも、やっぱりそこは今後、学ばなきゃならないので、そういうことを作って、ベッドタウンではないけども、移住して仕事がここにこのぐらいのことがあるのであれば、移ってきて、子供を育てやすいところだねって思ってもらえるような形をやっぱり作るべきだと私自身も考えております。

ただ、いつも言っている中庭に遊具がないと言ったのはコロナで全て外させていただいたので、物が無いだけで、元に戻せば、もう少し、ちゃんと遊具があるんですけども、これが5類になったといいながら、インフルエンザで皆さんマスクしましょうみたいな話になっているので、まだ戻っていませんけども、自由に動けるようになれば、今までの遊具はある。ただ、囲って温かくできるという状況の中ではないということだけは御理解をいただいて、違う形で、何かを皆さんで考えていきたいと思いますということだと思っています。

ただ、そのうち若い奥さん方からもありました、または、障害者からもありました、高齢者からありましたカフェを作りたいよね、あれが作りたいよね、集える場所が欲しいよねってところだけは、それは今後、作る中では、きちんと重要視した中で、遊べる場所、集える場所ってというのは、どこかで確保しなければならないそのように考えています。

4 番 高 橋 秀 之 君

ありがとうございました。

町の拠点、これから考えて、中身に何をを入れるかっていうのを考えていくんで、その辺も、少しは考えていただければいいと思います。

時間が無くなってきましたんで、バイオマスについてちょっとお伺いします。

令和4年度の事業検討支援事業の報告書なんですけど、9月の決算特別委員会の中で、今月の頭部分に、町のホームページに掲載しますっていう答弁で、その後、委員会とか決算委員会の中で報告が無かったんですけど、なぜ今回報告が無かったのかまず伺います。

町 長 野々村 仁 君

はい、大変申し訳ございません。

先ほども言った所管事務の異動で、今担当になっている者たちも大変、だからといって許される話ではないですけども、時期が遅れてしまったということでもあります。年度中にしっかりと報告書は上がってますので、年度中に、その報告だったり、勉強会だったりってということが、どのように開催できるかということの指示はしてございますので、そこは重々、謝罪をして、ちょっと時間をいただければと思ってます。

私も、今日もこの報告書をいただいたやつだけはいただいておりますので、何かありましたら、私でも答えることがありましたら、お答えをしたいと思いますけども、事業報告と勉強会については、年度中、年明けの中でも、どこかの時期でそういう機会を作らせていただければと思ってますので、大変申し訳ございません。

4 番 高 橋 秀 之 君

それ聞いた訳は、その報告書の中の26ページに参加希望農家の説明会行ったんですけど、これは3月の30日にやっているんですよ。この調査の工期は3月31日だと思うんですよ。その1日前にこの勉強会を開いて、その書類を31日の工期の時に提出しないと駄目なのに、間に合っていないんじゃないかなと思うんですけど、それでちょっと、聞いたんですけど、このときの参加者ってというのは、多分農家だけだと思うんですけど、農協とか関連の人方、関係機関というのは、勉強会に出席していないんですか。

総務企画課長補佐 梶 淳 君

報告書の内容についてということで、私の方からお答えさせていただきます。

3月30日の勉強会につきましては、報告書にも記載のとおり参加希望農家ということで、厳密に言えば、参加を希望っていう、がっちりとした表現ではないんですけども、参加に興味があるということで、兼ねてから、御興味をもっていた農家さんへの説明ということで、そのときには、中間寒の中で収まっております。

それと別に、10月に問寒別地区と幌延地区で講演会というような形でやらせていただいたんですけども、そちらの方には、酪農家の方数名と農協の職員の方にもお越しいただ

いて開催しております。

議 長 西 澤 裕 之 君  
持ち時間10分となっております。

4 番 高 橋 秀 之 君  
分かりました。

この事業の報告書の中で、どのぐらいの事業費が掛かるとか運営費が掛かるとか、運搬とか、何かのやつの金額的なものは出ていて、また国のこういう補助金を使えますよっていうのも詳しく載っているんですけど、ちょっと1番気になるのは、前から言っているんですけど、もしこれが施工できるようになった場合に、町として、どういう補助をしていくのか。そして、多分、この報告書で見ると、プラントだけでも、10億ちょっと11億近く、堆肥とか液肥運ぶだけでも、2億ぐらいの設備が必要で、何だかんだで13億とか14億掛かる事業だと思うんですね。それに対して、町はどういう補助をしていかないと駄目かなと考えているかお伺いしたいんですけど。

町 長 野々村 仁 君

この説明書の中で見ていただいて、事業費自体は今言われた14億程度ですけども、緑の戦略補助金等をいただくと11億程度、11億程度に、今、議員が言われたとおり、運搬をゼロから始めた時、新規に全て、始めた時、幌延にもコントラがありますし、問寒別にも、個人ですけども、コントラ事業があるという、そういう機械を使うことは別として賃料として払っていくシステムで考えれば、もうちょっとここが減額されるかもしれないけども、1億数千万、約2億近くの運搬費の運営費が掛かるということで、差引き、売電をすること自体で、6千万ぐらい年間にある。それを10数年やると、大体10億ぐらいになるということになると、差引きをすると1億から2億ぐらいが、どうしても採算が取れない、借金が返せないという状況であれば、そういうところに支援をしてプラントを造っていくっていうことも、現実的に、環境負荷や肥料の観点から見ても、有効な仕事の一つなのかなという気は私自身はしてますけども、そこが何ぼ町が支援するかっていうことでは、明確にお答えできるような話ではないですけど、そういう採算の取れないものを造れという話にはなかなかならないんで、採算が取れる、最低、ゼロベースできちんと収支が取れるような形であれば、有効な施設の一つだと思っていますし、やっぱり、今後、費用がどのような形で流通されるか分かりませんが、先ほど経済の話もしましたが、この液肥についても、循環をする、その大切な循環農業の方策の一つでもあると思っていますので、収支の取れない部分の手当っていうのは、考えていってもいいのかな。そこがどこまで許されるかっていうのは、今後、皆さんと協議をしていくことの必要性があるかと思っています。

4 番 高 橋 秀 之 君

今回の場合は、問寒地区というか中間寒地区をモデルとしてやったんですけど、なぜ、幌延地区のシミュレーションっていうか、同じようなことをやらないのか幌延地区には、農家の参加者がいないから、やってないっていうことなのか。それともこれからやりますよということなのかをお伺いしたいんです。

町 長 野々村 仁 君

実際問題、希望を持って最後までお付き合いをいただいたのは、問寒地区だったということでありました。問寒地区よりも有利なのが、こっち側では、もう既にかんがい排水事業があって、施設が消化液を溜める貯留槽ができてという、この経費よりはずっとこっちはもう少し、単価が落ちる形ができるんだろとそのように想定をさせていただきますので、どこにシミュレーションしたからどうだとかいう話じゃなくて、これは仮にモデル的に、この地盤の悪いところも幌延でもいい所と悪い所、泥炭の所がある。問寒別で大体、見ると全て泥炭の悪いような所の試算っていうこと自体は、生きていける。ただ、地域性で個別にやるということになると、個人では負荷が掛かるけれども、こういう集中型にやると、何か目先が見えるような形になったということが今回の大きな調査の視点の違いだと私自身は思っています。

私自身が最初やろうと思ったのは、個別型で何とかコストを安くやろうということであったんですけども、そこはやっぱり、どう割り算してもコストが安くならなかったという結果がようやく見えてきた。

だから、今後、どうですかということじゃなくて、やっぱり集中型になるのかなっていう気はしています。ただその部分では、幌延としては、集中型ということに、また参加してくれる方がどのぐらいいるのかっていうこと自体は、今後やらなきゃなんないですけど、まずは、この環境負荷とか、肥料とかという、その価値観をどのように共有して皆さんがいいよねいいけどやれないよねとかって、興味を示してもらおう話にならないと、なかなか前へ進めない、そのような感じでおります。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて、4番 高橋秀之君の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時5分まで休憩します。

(11時57分 休 憩)

(13時05分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次の質問を行います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

齋賀弘孝一般質問を行います。

町政執行について。

野々村町長となり、9年の任期が終わりました。町長の任期中に実施した政策で手応えのあった政策は何でしょうか。また、町長が政策を考える上で、大事にしているものは何ですか。町は主に、ホームページや広報で、情報発信していますが、新年度からLINEを使って情報発信してみたいかでしょうか。行政活動の報告、福祉、教育、税金などについて情報を伝えられ、幌延移住を考えている人々が、簡単に情報を取得できます。地方自治体がLINE公式アカウントを使うのは、北海道では86の市町村、全国では64.8%、1,158団体3,193業務に上がり、広報、相談業務等に利用されています。費用が掛からず町民誰もが参加しやすく意見を求めることができるこの効果的手続について伺います。

パブリックコメント手続について。

パブリックコメントによるものと公聴活動等による意見を求めること、また、その処理については何か、手続と違いがあるのか、お伺いします。

本年8月に行われた幌延町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに関わる意見について、具体的にどう処理されたのかをお知らせください。

宗谷管内学校教育活動等表彰「北の輝き」について。

9月定例会での決算特別委員会でも質問しましたが、本町児童の表彰の件は、その後どう処理されたのか、進捗状況を伺います。なぜならば、宗谷教育委員会ホームページ北の輝き受賞者一覧においては、令和4年度受賞者なしと報告しているためであります。

本町の対応を伺います。

町 長 野々村 仁 君

齋賀議員の御質問にお答えします。

1 問目の町政執行に関する質問の1点目ですが、平成26年12月に就任以来、幌延町総合計画や幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた町政全般にわたる施策を推進しております。手応えがあったものを選ぶことは難しいですが、とりわけ各種住民サービスの向上には手を尽くしてきたと考えてます。

2点目の御質問については、就任当初から町民の総力による協働のまちづくりを目指しており、何事もスピード感を持って取り組むことが大事だと考えています。

3点目の町では、LINE公式アカウントを取得し、情報発信に活用してはいかがとの御質問ですが、全国のスマートフォン、携帯電話利用者のうちLINEは、83.7%と、非常に多くの方に利用されており、本町においても、情報発信面での、一定の効果はあると考えますが、取り扱う内容や体制など整理すべき課題もあり、十分な検討が必要だと考えています。

2問目のパブリックコメントによるものと公聴活動等による意見を求めることの手続等の違いに関する御質問ですが、二つの手続きはともに、幌延町まちづくり町民参加条例において規定されております。パブリックコメントの手続につきましては、重要な条例及び計画の策定等に当たり、広く町民の皆様の御意見を反映させることが必要な場合は、事前に案を公表し、御意見を聴取するとともに、それに対して、町の考え方を公表する町民参加手続であると規定しています。つまり、広く町民全般に影響を及ぼす制度の新設、改廃などに関して、その原案を公表し、意見を募集することがパブリックコメント手続であり、その他の町民参加手続としては、町民政策提案、まちづくりトーク、審議会などによる方法があります。

一方で、公聴活動等により意見を求めることについては、様々な方法により、広く町民の皆様の意見を積極的に把握することと規定しています。代表的な例としましては、町民アンケートの実施、町政懇談会が挙げられますが、寄せられました意見等につきましては、各担当課において協議検討し、その結果を広報紙等でお知らせすることとしております。

次に、本年8月に行われた幌延町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに係る意見について具体的にどう処理されたのかという御質問ですが、幌延町農業経営基盤強化促進基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づき策定したもので、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、経営類型ごとの経営の指標や施策を示

したものとなります。また、法律では、基本構想の策定に当たっては都道府県が定める基本方針と調和が保たれたものでなければならぬと定められております。今回の見直しについては、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年4月1日付で施行されたことを受け、令和5年4月3日付けで北海道農業経営基盤強化促進基本方針が改定されたことに伴う基本構想の見直しとなっております。基本構想の見直しに係る手続についてですが、令和5年6月5日付け事務連絡により宗谷総合振興局から農業経営基盤強化促進基本構想の改定に係る留意事項についてという見直しのポイントや記載例が示されたことを受け、見直し作業を開始しております。令和5年7月28日には、同促進法施行規則第2条の規定に基づき、基本構想案について幌延町農業委員会及び幌延町農業協同組合に対し、意見の聴取を行っております。また、同促進法第6条第4項では、市町村は、基本構想を定め、また、これを変更しようとする時は、あらかじめ農業者、農業に関する団体、その他の関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとする規定されていることから、町内に従事する農業者を対象に、令和5年7月28日から8月10日までの期間、基本構想案について意見の募集を行っております。

なお、意見の募集に係る周知については、令和5年7月28日から7月30日の3日間、告知端末機にて周知しております。基本構想案については、当時、本業務を所管しておりました役場産業振興課窓口及び問寒別出張所での閲覧に加え、町ホームページでも掲載いたしました。

基本構想案に係る意見については、幌延町農業委員会からは、令和5年8月25日付けで、見直しについては支障なし。

幌延町農業協同組合からは、令和5年8月28日付で異議なしとの回答がありました。また、町内在住の農業者からは令和5年8月10日に同一の方からファクスと電子メールで四つの意見が寄せられました。この意見につきましては、意見の内容及び意見の検討結果等について令和5年9月1日から9月29日までの間、町ホームページ等で公表しております。

また、同日付けで北海道知事に対し、基本構想改定協議書を提出しております。

その後、令和5年9月26日付で総農務第1262号にて、北海道知事から同促進法6条第5項に基づく同意が得られましたので、法第6条第6項に基づき、令和5年9月29日付け幌延町告示第32号にて、幌延町農業経営基盤強化促進基本構想を改定した旨を報告いたしました。

見直し後の基本構想につきましては、現在、町ホームページで閲覧ができるようになっております。

3番目の宗谷管内教育活動等表彰「北の輝き」に関する御質問につきましては、この後、教育長からお答えいたします。

教 育 長 青 木 順 一 君

齋賀議員の3問目「宗谷管内学校教育活動等表彰（北の輝き）」に関する御質問にお答えいたします。

北の輝きについては、宗谷教育局が宗谷管内の学校において、学業、文化、スポーツ等で

優れた実績があった児童生徒を表彰し、その功績を讃えることを目的として、令和3年10月に北の輝きの実施を改正し、表彰対象として、一つ目として、文部科学省等が主催する全国規模の大会で、優秀な成績を収めた者。二つ目として、学業での優秀な成績を収めた者。三つ目として、そのほか表彰に値すると認められたものとし、市町村教育委員会の教育長が推薦し、宗谷教育局長がこれを決定することになっております。御質問の9月定例会後の進捗状況として、これまで教育委員会として、教育局に問合せを行い、令和2年度と3年度のこのコロナ禍においては、多くの大会等が中止となり、試合自体が激減したことにより、全道大会での優勝をもって表彰対象にしておりましたが、コロナ禍後の令和4年度以降、現在では、平成24年度からの受賞者からの成績と均衡を保つため、全国規模の大会で優勝から入賞等何らかの表彰を受けた者を対象としているため、バレーボールのベスト16を対象外としたという回答を受けております。それを踏まえて、教育委員会では12月に昨年度の実績であるピアノ全国入賞と、今年、陸上日本新記録の実績のあった児童生徒の推薦書を提出し、宗谷教育局での審議を経て、先ほど教育行政の説明でもありましたが、先週12月11日付けで教育局長通知でピアノと陸上の受賞決定の報告を受けたところでございます。

今後も引き続き、教育委員会といたしましては、各学校や教育委員、報道や地域住民から、優れた実績のあった児童生徒の情報を収集し、定例議会での教育行政報告や幌延町の広報誌への掲載はもとより、今回の北の輝きの実施要綱の改正を踏まえ、対象に耐え得る児童生徒がいれば、教育委員会内で協議の上、随時、宗谷教育局への推薦を積極的に行っていく所存でございます。以上です。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

町長、教育長ありがとうございました。

若干、もう少しお聞きしたいことがありますので、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

先に町政執行方針について、改めてお伺いします。

手ごたえのあったものを選ぶことは難しいと。また、何事もスピード感を持って、取り組むことに邁進してきたという町長の答弁でありましたが、いろいろな政策を行う上での町長のポリシーとは、一体、何なのか教えてください。

町 長 野々村 仁 君

ポリシー。私自身は、決めたことが上から落ちてくるではなくて、皆さんときちんと、提案をするけども、議論をしながら、その過程において、事業を推進していく、理解をしていただいて、進めていくという「協働協調」これに全て今まで費やしてきた。

そのように思っています。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

提案はするけども、その中身については、町民の皆さんと協議しながら、協調協働で、物事を進めていくということで、今答弁があったんですけども、町長が1期目といたしますか、初めて町長になったのが平成26年12月に初めて就任いたしました。翌27年に初めて町政執行方針が述べられたんですけども、その中で、幌延町という畑をしっかりと残し、将来に、夢と希望の種をまく年と位置付けるとしたのが、平成27年でありました。以降、1期

目の28年29、30年と、ずっと種をまくと言った執行方針に沿って、ずっと、こういう畑に種をまいた。芽がしっかり出たよとか苗を育む年と位置づける。そして、流れて、最終年度の平成30年には、この3年間、1期目ですね、幌延町の将来に夢と希望の種をまき、育むことに力を注いできた。少しずつではあるが、様々な芽が吹き出し育ちつつあると手応えを感じている。30年は出した芽、育った芽をしっかりと根付かせる年と位置付けるというふうに執行方針で述べているんですけども、その後、2期目は畑の話は全く無くなってしまって、今、3期目なんですけども、いつも言ってるように、2期目は、誰も予想もしなかったコロナということで、なかなか思うように会議もできなかった。また、成果を出せなかったというのは、充分、分かるんですけど、この1期目の時に作った畑、出た芽、苗は、今どういうふうになって、この3期目はどのようにしようというお考えですか。

町 長 野々村 仁 君

御指摘のとおり、本当に2期目は想像もしなかった長い3年間、3年半という、4年ですから。

ほとんど、議会の皆様には、そんなもん関係ないべやって、ずっと言われ続けてきましたけども、大した関係のあった話だったと私は思っております。

育った芽っていうか、植えた種、まいたもの自体は、一向に消えず、私は黙々とそこに眠っているものだと思っておりますから、30年度をスタートするときも、その芽をしっかりと育て、実現をしていきたいということで申し上げてると思っています。今は、その気持ちも変わりません。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

ずっと、1期目から、今、3期目と引き続いて、ずっと継続中の事項もあります。それらが早く、町民の皆さんから様々な意見をいただいて、確実に形となるように、また、3期目も、御活躍、意見を聞いて、頑張っていきたいとこのように思っています。これが町政執行方針に対して私の質問であります。

続いて、3点目の幌延町でLINEを自治体の公式アカウントにしてはどうかということをお尋ねしました。

十分な調査、検討が必要だというふうに町長おっしゃいましたが、この一般質問が出てから、きっと、町長は自治体LINEは、どんなものなのかなあとということで勉強されて、担当課の人とも話しして、即、回答は出ないものと思いますが、今後、更にどのような検討をして、どのくらいの時間を要して、LINEは使えないね、やっぱり使って住民の声を聞いたらいいいねという判断がなされますか。

町 長 野々村 仁 君

私もLINEを使わせていただいておりますので、LINEの良さっていうのもよく理解しているつもりですけども、反面、同じようにこのような形で、行政で使われてるものが、情報漏えい等、起きたということも現実でもあります。

運用方式、運用方針をしっかりと定めた上で、また、そこを常に、やり取りができる職員も、含めて、配置をしないとなかなかできる話ではないということで、齋賀議員には、常日頃、広報の告知端末の件についても御指摘をいただいておりますが、なかなか専門分野として、

そういう人員の張り付けが、なかなかできていないというところも、難しいところもあるかと思っております。

それでLINEの速さと便利さ、良いところはあっても、運用の仕方をきちんと決めてからでないと、なかなか、難しいことも起きるということも含めまして、やはり、ちょっと検討をしっかりとしていかなければならないのかなと思っております。

一部、運用の規定を、本当に少数に分けて、使われているところもありますから、そういう、自治体とも、しっかり情報を交換をしながら、どのような運用の仕方ということで、使えば、皆さんが安心する、情報漏えいなどのことがなくできるのかも含めて、ちょっと時間をいただければと思っております。そこは、いろんな形で、うちの職員としても、LINEに関係して調べていることですし、LINEも自分たちでやっていて、難しさも重々知った上での話ですから、個人であればまだしも、行政がやる部分についての難しさというところで、今、しっかり調べたいということでもあります。

## 7 番 齋 賀 弘 孝 君

幌延町は西天北五町ということで、いろいろ天塩の国会議等やっておりますが、この五町を見ても遠別町も天塩町も豊富町もこの自治体公式LINEを使って情報発信に努めております。ですから、そういう近隣の町村と話をして、良いところ、また、町長の心配、懸念されておりました情報の流失とか、そういったことについて協議をして早い段階でぜひ活用していただきたいなと思っております。なぜならば、令和5年度町政執行方針、主要施策、持続可能なまちづくりを進める協働のまちづくりの推進、この中で町長こう言ってます。

住民の声を把握し、町政に反映させるため町政懇談会や各種会合などの様々な場面において、広く御意見をお伺いするとともに、広報紙やホームページ等を活用して、分かりやすい情報の発信に努めます。こう話しています。

また、移住定住の促進でも、また、発信しています。こういうふうに言っています。移住に関する支援制度やまちの魅力等について情報発信を行うとともに、ふるさと納税制度や特産品開発等を通じて、関係人口及び交流人口の増加に努めます。このようにお話しして、執行方針で述べております。

また、同じく効率的、効果的な行財政運営、この中でも、柔軟で効率的な行財政運営と質の高い行政サービスを目指し、デジタル化による住民サービスの向上と事務の効率化を図るため、子育てや介護に関する申請など、様々な行政手続のワンストップ化やマイナンバーカードの普及に、また、デジタル社会のツールとなるマイナンバーカードの普及を推進しますというふうにおっしゃっていますので、これらは、やっぱり、早急に、お考えになってはいかがかと思います。

私が言いたかったのは、以前から言っているのは、施設ですね、学習センター施設借りますよ。総合体育館借りたいですよ。そういうとき、今、ペーパーでやっているの、これらも皆気軽に利用される方が、LINEとか、実際に使っている町もありますので、やれるんじゃないかと。

また、それを使わなくても、町長この執行方針で今私が述べたことを、どういうふうにやろうとしていたんだよというお話があるのであれば、お聞かせください。

町 長 野々村 仁 君

L I N Eが全て、この便利なツールということでもない、私の認識でもあったんですけども、町民向けには、もう告知ですけども、全国にわたるといのは、こういうネットの世界に入っていかなければ、情報が広がっていかないのかなっていうのも、L I N Eをやるようになってからの認識でもございますが、ホームページも少しずつ改良をしつつ、皆さんにホームページを見ていただけるような機会の中で、そういう広報をしていこうと、そういう考えでもありました。

ただ、現代のD X化によって、どこまで進捗させられるか。

今、一生懸命マイナンバーカードのところも引かかっていますけども、これのツールが、どういう形で、どういう広報に使えるかということも含めて、今後のD X化の進展にもよるのかなという気はしてますけども、L I N Eという広い幅での個人個人の皆さんのツールを最大限活かしたそういうところまでは、私自身があまり認識をしていなかったというところでもあります。

今後、このL I N Eに関しても、先程、言ったとおり、近隣も使われておりますので、勉強しながら、どのような形で安全に使えるかということ。まだ、近隣で少し調べさせていただいたところによると、それほど多くの項目はやってございません。発信はしていますけれども受けていません。そういうこと自体を、どういうことでそうしているのか、それらも含めて、ちょっと勉強していきたいと、このように考えています。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

12月12日だったと思います。

副町長も町長も問寒別の地域運営組織の先進地の方2名の方が来て、講演をしていただきました。特に厚真町から来られた方は言ってましたよね町長。SNSを使って情報発信してんだよと、そしたら、以外にも、いろんな方が読んでいたと見てくれたと。

その中から自分たちでできることを応援してくれているから、今私たち厚真町はこのような活動ができるんだよと。こういうふうにお話ししてくださいました。これ、私の勘違いとか聞き方により、こういうふうなお話をしたんですけども、町長は、あの講演を聞いて、SNSを活用して、応援隊をいっぱい作って、今の活動がこういうふうになっただよという講演、どのようにお聞きになりましたか。

町 長 野々村 仁 君

だから、先ほどから申してるとおり、民間レベルでは物すごく便利なツールだと私は考えてございます。

ただ、行政がやる部分について、もう少し勉強しなければならないのかなというところが懸念をしているところでもあります。それだけであります。

個人の皆さんが広く自由に使えるツールとしては、良いツールと悪いツールがありながら、今、だんだんと取締りも厳しくなってきましたけども、それぞれの関係で規制をはめていかなければならないのかなという法案もできかけるのかも分かりませんが、やっぱり、難点もある。

でも、ツールとしては、物すごく早い時期に早い正確な情報がつながる。逆に言えば、フェイクもつながるといふところの欠点を、行政のサイドとしてやる場合に、どう考えなければならないかということをおっしゃっているだけです。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。よろしくお願いします。検討といいますか、良いところ悪いところ、いっぱい調べて、良い方向に向くようお願いしたいと思います。

続いて2問目でありますパブリックコメントについてお伺いします。

パブリックコメントというのは、片仮名で書いてあるんですけども、町ではパブリックコメントを日本語では何というふうに訳しているんですか。

議 長 西 澤 裕 之 君

休憩します。

(13時36分 休 憩)

(13時37分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

総務企画課長 早 坂 敦 君

申し訳ありません。お答えいたします。

基本的にパブリックコメントというのは、そういった単語で認識してるということで、基本的に、和訳でどうのこうのというような把握の方をしていないということではありますが、内容につきましては、やはり広く、町民の方からの意見を募集して、それに対しての町の意見を申し述べるというような内容で理解してるということでございます。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

パブリックコメント、広く町民から意見を募集する。

では、具体的例で示してくださいと言った「幌延町農業経営基盤強化促進基本構想」について町民から意見を求めました。先ほどの町長の答弁の中で、農業者から意見を求めた。これはパブリックコメントでいいんですか。

町 長 野々村 仁 君

パブリックコメントではないというふうに担当の方から聞いております。

先ほども、この前段で説明したとおり、それぞれの農業者、関係者、皆さんからの意見とか、部類はパブリックコメント全町民からではないということで、きちんと、それぞれの部署に当たっての意見聴取ということでもありますので、パブリックコメントではないということをお伺いしています。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

町長の答弁の中に、パブリックコメントは町民参加だよと。その参加の手續に答弁の中には、町民政策、提案手續もあるよ、それからこのパブリックコメントもあるよ、それから、まちづくりトーク、審議会等もあるよと。

まちづくり基本条例では、もう一つ、その他町民の参加手續もありますという、この5番目にあるその他の町民参加手續ということをお伺いしています。

そして、その処理方法は、パブリックコメント、それから、今回のこの意見募集した経営基盤強化促進法、この処理の方法はまた別なんですか。それとも、パブリックコメントの意見募集も同じ処理の方法をするのか、お伺いします。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけれども、繰り返しの説明になる部分があるかと思いますが、幌延町農業経営基盤強化促進構想こちらにつきましては、農業経営者及び関係者向けの構想であるという観点から、先ほど申し上げた、町民参加条例による広く町民の意見を反映させることが必要な場合、こういった、取扱いではなく、限定した方、対象になる方から御意見を伺って、構想を作っております。なので、パブリックコメント手続と今回の構想の手続については、意見を募集する。それを公表するという部分では、同じプロセスを踏んでおりますけれども、対象を農業者である構想を踏まえて、そこに限定した形での今回の策定となっておりますので、パブリックコメント手続きにはよらず、その他の取扱いとして、パブリックコメントに準じた形を取っておりますけれども、別の考え方で構想を策定したというところでございます。

7 番 齋賀弘孝君

今回のやつもパックパブリックコメントではないんだけど、意見を募集した。そして、先ほど、四つの意見が寄せましたよと。そして検討結果したと。

この検討結果は、いつできたんですか。ホームページで9月1日から9月末までに29日まで公表しましたよという答弁でしたけれども、公表するように、きちんとできた検討結果しましたという検討結果が出たのはいつだったんですか。

産業建設課長 角山隆一君

ただいまの御質問ですけれども、検討結果をいつ取りまとめたかという御質問のお答えにはなっていないかもしれませんが、9月1日から9月29日までの期間、こちらの御意見については公表しておりますので、先ほど説明した流れでいきますと、8月28日に関係者、農業者の皆さん、また、農業委員会、農協から、それぞれ回答、答申が取りまとまった時点で、これらを取りまとめた。そして、9月1日から公表に至ったという流れでございます。

7 番 齋賀弘孝君

意見を提出した人ですね。

意見を提出した人が納得しないかどうかはかかわらず、8月28日付けで関係機関から回答をもらったと。

意見を提出した人、提出する人には、住所、氏名、連絡先を教えてくださいって聞きながら、その人には何も連絡しないで、何月何日から何日まで公表しました。関係機関に聞きました。異議なしでした。それでいいんですか。

やっぱりきちんと意見を出した人には、こういう結果になりましたって、どうですか、異議なしですかって聞くのが、この処理方法ではないんですか。改めてお伺いします

産業建設課長 角 山 隆 一 君

ただいまの御質問というか御意見に関しては、ちょっと見解としては違うのかなというふうに思っております。いただいた御意見に対する見解については、公表しております。

その中で、パブリックコメントとまたこれが混同してしまう箇所があるかもしれませんが、計画に反映するもの、また、今後の取扱いの参考意見として取り扱うものについては、こちらもいただいた御意見に対して、町がどういう判断をしたのかというものを付記して、9月1日から29日まで公表したところでございます。

これは、また、パブリックコメントと何が違うんだということになると、沿った手続きをしておりますので、パブリックコメントの手続の場合も、いただいた御意見をいただいた方に、こういう意見をこういうふうに反映させて、どうだというようなことは、基本的には行っておらず、町で検討した結果を公表するという流れとなっておりますので、そこは、御理解いただければと思います。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

いや、意見を募集したんだから、やはり、きちんと意見を募集した方には、そんなに毎日ホームページを見てるわけじゃないし、大体、農業経営基本強化促進法がどこにあるか。幌延町のホームページは、分かりやすいホームページを作るということでしたが、なかなか分からない。検索入れてやっとなって出てくる。やはり、意見提出した方には、最低でもルール、エチケットというか、こういう意見を出されましたが、こんな結果になりまして、ホームページに出てますから見てくださいますぐらいは、連絡した方がいいんじゃないですか。

町長が先ほど言っていた幌延町まちづくり町民参加条例は、平成21年に作って、今まで一度も手を加えられていません。規約では、5年に1度は見直しを図りましょうということを書かれて、ルールになっています。そこんところを変えたらどうですか。

やはり、意見をせっかく出してくれた方には、こういう意見がありました。こんなふうになりました。連絡するだけでもいいんじゃないですか。どうでしょう。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

こちら、御質問というか御意見というか、意見を出した方が、どのような形で公表されたかが、確かに、今回の手法でいくと、幌延町のホームページに掲載したというところで、もしかしたら、お気づきにならなかったのかもしれないというようなことも考えられますので、今回は、ホームページでのお知らせのみということで閲覧をしておりましたので、我々の認識といたしましては、紙でも見れる状態、ネットでも見れる状態というのを作っておりましたけれども、今後、広く御意見を出された方、また、その構想や計画に興味関心を示している方や、こういうことを行っているんだってことを広く周知させるためには、今回、プラス何かというのは考えていくべきなのかなと思いますので、御意見として頂戴いたします。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

なぜ、こういうふうに質問をくだいようですが、質問しますかという、今回の改正では、農業経営法人化の促進、また、関係機関との連携、役割分担の考え方等が盛り込まれていました。農業経営の法人化ということにつきましては、平成31年と令和2年、町長の執行方

針の中で、地域全体で生乳生産を増やす家族経営が難しくなりつつある経営体の対応や、地域農業の担い手の確保育成といった課題解決策の一つとして、農業生産法人設立誘致について農協と検討を進める。これがずっと令和5年まで書かれているんですよ。変わったのは、令和4年、令和5年に生乳生産を増やすという言葉が、生乳生産を維持する。令和5年も生乳生産を維持する。農協と農業生産法人の設立誘致について検討するは、ずっと残っていて一向に進まないのに、それを更にまたですね、この農業経営基盤強化促進法に載せていいのかということが1点。

2点目に関係機関との連携、技術や経営ノウハウについては、指導農業士とか関係機関がフォローアップするということが書かれています。幌延町に指導農業士ますか。いない指導農業者は削除した方がいいんじゃないかっていうのも意見で出されています。また、通年預託のことも書いてあります。決まった農業経営基本促進法には、通年預託等の機能強化を図り、労働負担の軽減につなげるとあります。これは以前、幌延町農業協同組合から育成牛舎を造ってほしいと農協挙げての要望があった。町は、再度、職員さんが1軒1軒農家を周って、どんだけ需要があるのかということ进行调查した。言葉で、調査した結果、建てるまでもなく、離農した農家の育成牛舎とかを使えばいいんじゃないかということで、これは委員会を通して、また皆さんに説明すると言ったんだけども、その説明も未だにないという。だから、こういうふうに農業経営をやっている人に何か希望を持たせるような農業経営に通年預託の機能強化を図るという言葉を削除した方がいいんじゃないかというのが意見ではなかったかと思います。いかがお考えですか。

町 長 野々村 仁 君

御指摘は、重々、御理解をするところでもあります。

しかしながら、やっぱり状況の変化とそれで、看板に掲げたものが1年へこんだり、上げたりということではなく、やっぱり将来展望についての鏡であろうと私は考えてございます。

ましてや、農業委員会、農協等がこのような形でいきましょうということで合意をいただいておりますから、我々としては、ここは、今のスタンスとして、それは進めたいんだけど、今ではないようになっていうところも反面あるのかなというところがあります。

今回の基本方針の道からの通達、ひな形等でもそういう項目ではなく、違う理由の変更であったということは、多分、基本構想を読んでもういただければ分かったかなと思ってます。

我々の今、農業政策をこのようししたいという思いを、全て、その意見で変えるとかっていうことじゃなくて、維持をしながら、そこへ近づけるという思惑、意図がやっぱりあるのかということで、これを、農業委員会も経済団体の農協さんでも、それは異議なしということで、お墨つきをいただいたものだとも私どもは考えています。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

分かりました。

パブリックコメント、町民から意見を募集するという町民が誰もが参加できる、この意見募集、町民参加、更なる検討を考えていただき、今回の農業者、又は商工業の意見を募集することがあるかもしれません。意に沿った内容になるように、きちんと対応していただきました

い。また、町民参加基本条例は、5年に1度見直すとありますから、まだ、全然、1度も手を付けていないので、そろそろ見直しをした方が、10年以上過ぎてるわけですから、この時代に合ったものにしてほしいというのは私のまとめの意見であります。

見直しはしますか、しなくても結構ですか。

副町長 岩川実樹君

町民参加条例の見直しについては、平成26年度に1度、行っております。

意見の予告の期間を短縮しております。当時、告知端末機が無かったものですから、確か、告示か何かで予告してたと思うんですが、告知端末機によって、町民に予告が速やかにできるということで、期間の短縮を盛り込んでおりますので、1度だけ、見直しをしております。

今後につきましても、不断の見直しを心がけてまいりたいと思っております。

7 番 齋賀弘孝君

教育委員会さんに答弁いただいた北の輝きについて、若干、お伺いしたいと思います。

なぜ今回12月1日付で、宗谷教育局から、北の輝き受賞されましたよという連絡になったのか。以前、1年間の間に何度か推薦する機会があるので、それに則ってやりたいということで、あったんですけども、1年も遅くなった理由は何なんですか

教育長 青木順一君

遅れた理由ですけれども、先ほどとおりですね、同時期の実績のあった対象となりうる団体の推薦に必要な情報の整理にちょっと時間を要したこと。あと、想定していた対象団体バレーボールですけれども、対象にならないことにより、もう一度、推薦内容を見直したということで、事務が遅れが生じてしまいました。

結果的に12月、年3回の申込みがありますので、結果的に12月の推薦としまして、今回、被表彰ということになりました。大きな成果を収めた児童生徒が不利にならないように、今後、事務を徹底していきたいと思っております。

7 番 齋賀弘孝君

児童は、昨年11月27日に、コンクール入賞ディプロマ賞を受賞しました。

先ほど、お話ししました締切りは、第2回目の締切りが12月10日にありました。だから早く11月27日に受賞されたら、昨年12月10日、今頃、もう既に、良いか悪いかは協議に入ると思うんですよ。

そしてまた、3月にも質問して、3月の定例会一般質問で質問しました。

この方は、幌延町の文化奨励賞に値しますかという質問に対して、教育長は検討し、是非、推薦して、受賞できるようにしたいというお話でした。3月10日に質問して、3月13日には、すぐですよ、3日足らずで幌延町文化奨励賞を受賞してますよ。このいろいろな手続ってというのは、教育委員会では、北の輝きの受賞者一覧のホームページを御覧になっていないのでしょうか。過去に、平成26年度に2名の児童の方が、北の輝きにディプロマ賞で受賞されていますから、幌延町もディプロマ賞だっていうんだから、即座に対応できたのではないかと思います。いかがでしょうか。

教育長 青木順一君

今の御質問にお答えしたいと思います。

最初に、昨年11月に入賞ということで、恥ずかしながら、報道で知ることになりましたけれども、そこからいろいろ吟味が始まりました。前回の議会でもお話ししたかなと思いますけども、まず、実績内容の確認整理、それと推薦となり得るかどうかということで、局への事前確認の前に、ディプロマ賞が本当に推薦に当たるのかどうか開催要項取り寄せたりとか、あとは、その主催者が全国大会の対象になるものなのかその辺を吟味したりとか、あと教育委員会ですけども、御存じのとおり、教育委員会制度を活用しておりますので、その事実を実証というか検証されたものを、再度、教育委員会内で確認して、中立的専門的な立場でこのものが北の輝きに値するのか、それを吟味してる間に、ちょっと時間が掛かってしまったということになります。

本当に、議員、今おっしゃるとおり、ちょっと時間が掛かってしまったと。それと、過去にディプロマ賞を受賞された方が、北の輝き、それを受賞していたのかどうかを、私たちも、ホームページの方確認しておりませんでしたので、情報として、申し訳ありません、なかったということで、御理解いただければと思います。

議 長 西 澤 裕 之 君

齋賀議員、持ち時間10分を切っております。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

最後の質問というか、お願いします。

私は幌延町内の児童のピアノコンクールで、優秀な成績を収めたよとこういうふうに、何回もしつこく言うのは、児童が全国大会のコンクールに行って、優秀な成績を収めたのに、旅費とかそういうことはしないのかということが始まりで、その時、尋ねましたら、新聞報道で知ったと、新聞報道で知ったんだということで、後から旅費の支給とかいろんなことになった。ですから、ちょっとそこはスピーディーにやって欲しかったというか、また教育委員会ですから、いろんなところから、先生方から、親御さんからでも、また教育委員からでもいいから情報をいただいて早急に対応していただきたかった。だから、その対応の仕方が今後どうなっていくのかなということで、後々になってスポーツではユニフォーム代もボールを入れるバッグもみんな出していて、児童のピアノの場合はステージ衣装代はみてないよという報告もありました。スポーツではユニフォームみているんだから、やはり、ピアノだったらステージ衣装がいるんだから、ステージ衣装をみてやったらどうだということも私聞きました。それと、保護者の方からそれは遠慮しますということだったからよかったですけども、また、そのあとすぐ表彰だよねということで3月定例会で聞いたら、幌延町文化奨励賞はもう3日も経たないうちにすぐ表彰される教育委員会のスピードアップだったのに、今回は去年の11月から年3回の締切りに対して2回の締切りがあったんだけど間に合わなくて、ちょうど1年後の今回の表彰になったということで私は1番最初に聞いたんで、1番最初に、今後、どういうふうになっていくのか、私は大変心配しておりましたので、こういうふうに、表彰まで聞いて確認をしたところですよ。

今後のまた、児童生徒の全国、全道に行つての活躍を期待するとともに、それに応援する子育て支援の一環だということで、これをやっているというふうに、前、教育次長からお話がありましたので、今後も、情報をいち早く受けて、適切な対応、スピードアップを図って、

幌延町の教育発展のためにリーダーシップを発揮してほしいと思います。

教 育 長 青 木 順 一 君

どうもありがとうございます。今、指摘あったとおり、日頃から、教育委員会、校長会、教頭会の情報交流ですね。あと、各少年団からの情報提供、当該団体、個人からの申出があった場合、即、確認整理、推薦となるかどうか、すぐに、局への事前確認、また対象保護者への推薦の承諾、確認を得て、年3回がございますので、そちらの方に推薦書スピーディーに提出していきたいなと思っております。

また、情報がありましたら、お知らせいただければと、議員さんの方をお願いを申し上げます。

議 長 西 澤 裕 之 君

これにて7番 齋賀弘孝君の質問を終わります。

以上で通告を受けた一般質問は全て終了いたしました。

日程第6選挙第1号「幌延町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」の件を議題とします。

本件についての提案理由を申し上げます。

選挙管理委員会については、地方自治法第181条の規定に基づき設置することとされ、4人の委員をもって組織するものであり、任期は4年です。選挙管理委員及び同補充員については、地方自治法第182条の規定に基づき議会において選挙することとされております。この度、現在の委員及び補充員の任期が満了することから、本議会で提案するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行うこととし、選考委員会において行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることとし、選考委員会において行うことに決定いたしました。

お諮りします。

選考委員の人数は、議長を含めて5名とし、選任指名は議長において行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、選考委員を指名します。3番 深澤博之君、4番高橋秀之君、6番 無量谷隆君、7番 齋賀弘孝君、8番 西澤といたします。

ここで、選考委員会を開催するため暫時休憩します。

(14時04分 休 憩)

(休憩中 議員控室において選考委員会開催)

(14時07分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

選考委員会の結果、選挙管理委員及び同補充員が選考されましたので、氏名、住所を報告します。

まず、選挙管理委員については、

横尾明さん 幌延町字幌延 104番地5

瀬戸浩行さん 幌延町元町 29番地

三好和夫さん 幌延町字問寒別 109番地

遠藤ひかりさん 幌延町宮園町 13番地6

同補充員には、

宮古雅孝さん 幌延町栄町 6番地75

梶浦善一さん 幌延町3条北1丁目5番地

多田弘之さん 幌延町宮園町 9番地2

高木由香さん 幌延町字問寒別 1005番地1

以上であります。

お諮りします。

ただいま報告した8名の方を、幌延町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選者と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま報告した8名の方は、幌延町選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名した順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、第1順位 宮古雅孝さん 第2順位 梶浦善一さん 第3順位 多田弘之さん 第4順位 高木由香さんに決定しました。

ここで14時20分まで休憩します。

(14時09分 休憩)

(成田義弘代表監査委員退席)

(14時20分 開議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7 同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」提案

理由を申し上げます。

現在、幌延町固定資産評価審査委員会委員である成田義弘氏につきましては、12月24日をもって任期満了となりますので、引き続き成田氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

成田氏の住所は、幌延町3条南1丁目14番地、生年月日は昭和31年11月27日であり満67歳です。

今回、固定資産評価審査委員として、議会の同意を求める任期は、令和5年12月25日から令和8年12月24日までです。

成田氏には、幌延町固定資産評価審査委員会委員を平成17年12月から6期18年間の長きにわたり、中立的な立場で御尽力いただいているところです。

成田氏は、地域から信望も厚く、人格や識見に優れた方であり、これまで、蓄積された豊富な知識や経験をもとに、固定資産評価に対する不服等を審査していただくには、適任と考えておりますので、同意のほどお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩します。

(成田義弘代表監査委員入場)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第8議案第1号「町道の廃止について」及び日程第9議案第2号「町道の認定について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2件を一括議題とします。

議案第1号及び議案第2号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第1号「町道の廃止について」及び議案第2号「町道の認定について」の提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、道路法第10条第1項、及び同法第8条第2項の規定に基づき提案するものであり、この度、議案第1号により廃止、議案第2号により認定しようとする路線は、幌延10号線及び北進7号線であります。

幌延10号線につきましては、国による排水路整備事業を行っておりますが、整備区間において活用されている日進橋の現況構造を鑑みて、施工しようとする排水路の断面が確保できないことから、令和4年度に橋梁架け替え工事を実施しており、当該工事に伴う道路線形の改良により、道路の総延長に変更が生じたことから、路線認定を変更しようとするものであります。

総延長につきましては、1,910.48メートルを0.67メートル延伸し、1,911.15メートルとなります。なお、起点及び終点の変更はございません。

次に北進7号線につきましては、こちらも過年度の国による水源施設管理用道路工事に於いて、舗装改良を行った際に、一部道路線形を変更しており、総延長に変更が生じていることから、これを反映し、この度、路線認定を変更するものであります。

総延長につきましては、4,920.64メートルを26.9メートル縮小し、4,893.74メートルとなります。本路線につきましては、起点の地番が分筆等の影響により、字北進453番1地先から字北進453番6地先となります。なお、終点については字北進5番地地先で変更ございません。

以上、議案第1号「町道の廃止について」及び議案第2号「町道の認定について」の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号及び議案第2号の2件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第10議案第3号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び、日程第11議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、並びに日程第12議案第5号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第5号までの3件は、一括議題といたします。

議案第3号から議案第5号までの提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早坂 敦 君

ただいま、一括上程となりました議案第3号「町長等の給与に関する条例及び幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第5号「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

令和5年8月7日に国家公務員の給与に関して人事院勧告が行われ、政府は勧告どおり給与関係法案を国会に提出し、11月14日成立され、同24日に公布されたことから、本町の関係条例の改正議案を上程するものであります。勧告の内容としましては、民間企業における初任給の動向等を考慮し、大卒初任給で1万1千円、高卒初任給で1万2千円程度の引上げ。また、若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させることを前提として改定しようとするもので、医療職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定することとしております。

期末勤勉手当については、民間の賞与の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月引き上げ、年間支給月数を4.50月とします。なお、支給月数の引き上げに関しては、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとします。

それでは、議案第3号から御説明しますので、お手元に配布の議案第3号資料の新旧対照表を御覧願います。

1ページ、改正条例の第1条は、「町長等の給与に関する条例」の一部改正の規定で、期末手当の支給率を引き上げる規定となっており、第4条第2項中、期末手当の支給率「100分の220」を「100分の230」に改正するものです。

次に、改正条例の第2条では翌年度以降の6月及び12月の期末手当支給率「100分の230」を「100分の225」に改正し、年間支給率を平準化しようとするものです。

次に、2ページの改正条例の第3条及び第4条は「幌延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正の規定で、「町長等の給与に関する条例の一部改正」と同様に期末手当の支給率を引き上げる改正となります。

次に、附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行することを規定しています。第2項では、改正後の手当については、令和5年12月1日から適用することとし、第3項では、改正前の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の規定による給与等の内払とみなし、今後その差額分を支給することとしています。

続きまして、議案第4号ですが、お手元に配布の議案第4号資料の新旧対照表を御覧願います。

1 ページ、改正条例の第1条は「職員の給与に関する条例」の一部改正の規定で、第19条第2項では、期末手当の支給率を引き上げる規定となっており、一般職員の期末手当の支給率「100分の120」を「100分の125」に改正するものです。また、第3項では、再任用職員における期末手当分の支給率「100分の67.5」を「100分の70」に改正するものです。第19条の4第2項第1号では、勤勉手当の支給率を引き上げる規定となっており、一般職員の勤勉手当の支給率「100分の100」を「100分の105」に改正するものです。また、第2号では、再任用職員における勤勉手当の支給率「100分の47.5」を「100分の50」に改正するものです。

次に別表第1「行政職給料表」及び別表第2「医療職給料表」の改正については、民間給与との格差を解消し、新規採用の初任給と若年層に重点を置き、それぞれの給料表を引き上げる改正となります。詳しくは、議案の方を御参照いただきます。

次に、2ページ中段の改正条例の第2条改正では、改正条例の第1条中、第19条及び第19条の4第2項第1号に規定されております、翌年度以降の6月及び12月の期末勤勉手当の支給率を平準化する内容となっており、一般職員の期末手当は「100分の125」を「100分の122.5」に、同勤勉手当は「100分の105」を「100分の102.5」に改正、再任用職員における期末手当の支給率は「100分の70」を「100分の68.75」に、同勤勉手当は「100分の50」を「100分の48.75」にそれぞれ改正しようとするものです。

次に附則ですが、第1条第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第2条の規定は令和6年4月1日から施行することとしています。

第2項では、人事院勧告における措置が令和5年度分の内容となっていることから、給料表の改正については、令和5年4月1日に遡及して施行することとしています。

第3項では、改正後の手当については、令和5年12月1日から適用することとしています。

第2条では、第1条の規定により、遡及適用となる給料表の改正及び手当率の改正に伴い、これまで支払い済みである給与等は内払いしていたものとみなし、今後その差額分を支給することとしています。

第3条では、本改正条例の施行に関し、必要な事項を規則等へ委任することを規定しています。

続きまして、議案第5号ですが、お手元に配布の議案第5号資料の新旧対照表を御覧願います。

1 ページ、改正条例の第1条は「幌延町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例」の一部改正の規定で、別表第1「行政職給料表」及び別表第2「医療職給料表」の改正については、一般職と同様の理由により、それぞれの給料表を引き上げる改正となります。なお、期末手当率については、一般職員の給与条例から引用することとなっておりますので、一般職員が改正されればフルタイム会計年度任用職員も改正となります。

改正条例の第2条は、「幌延町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」の一部改正の規定で、第8条第1項第2号では、期末手当の支給率を引

き上げる規定となっており、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率「100分の67.5」を「100分の70」に改正するものです。

次に、2ページの改正条例の第3条改正では、改正条例の第2条中、第8条第1項第2号に規定されております、翌年度以降の6月及び12月の期末手当の支給率を平準化する内容となっており、パートタイム会計年度任用職員の期末手当は「100分の70」を「100分の68.75」に改正しようとするものです。

次に附則ですが、第1項では、この条例の施行期日を公布の日からとし、ただし書きで第3条の規定は令和6年4月1日から施行することとしています。

第2項では、人事院勧告における措置が令和5年度分の内容となっていることから、フルタイム会計年度任用職員の給料表の改正については、令和5年4月1日に遡及して施行することとしています。

第3項では、パートタイム会計年度任用職員の改正後の手当については、令和5年12月1日から適用することとしています。

第4項では、第1条及び第2条の規定により、遡及適用となる給料表の改正及び手当率の改正に伴い、これまで支払い済みである給与等は内払いしていたものとみなし、今後その差額分を支給することとしています。

第5項では、本改正条例の施行に関し、必要な事項を規則等へ委任することを規定しています。

以上、議案第3号から議案第5号までの提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第3号から議案第5号の3件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第6号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第6号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

議案第6号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月19日に公布され、国民健康保険制度においても、出産被保険者に係る

産前産後期間の国民健康保険税の免除規定が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、お手元に配布しております新旧対照表も併せて御覧願います。

第13条第3項は、世帯に出産被保険者が属する場合、出産被保険者に係る所得割額及び均等割額のうち、産前産後期間相当分を減額する規定を新たに加える改正です。第14条の3は、出産被保険者が世帯に属する場合の届出に関する規定を新たに加える改正です。

次に附則であります。第1項は、施行期日に関する規程で、この条例は、令和6年1月1日から施行することとしております。

第2項は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することとしております。

以上、議案第6号「幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第7号「幌延町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第7号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

議案第7号「幌延町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律第49条の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正規定が令和5年5月11日に施行され、移動端末施設、いわゆるスマートフォンに、個人番号カードの電子証明機能が搭載可能となりました。このことに伴い、国は、現行のコンビニエンスストアなど、民間事業者が設置する多機能端末機での個人番号カードを利用した証明書の交付などと同様に、年内中に、個人番号カードの電子証明書を搭載したスマートフォンなどを使用した申請書の交付などを可能とする対応を進めておりますので、法改正及びその運用に対応するため所要の改正を行うものです。

それでは、お手元に配付しております新旧対照表も併せて御覧願います。

第13条第2項の改正についてですが、コンビニエンスストアなどでの印鑑登録証明書

の交付は、これまで、個人番号カードを使用した申請のみを可能としておりましたが、今後は、個人番号カードの電子証明書を登載したスマートフォンなどを使用した申請も可能とする改正です。

次に、附則であります。この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第7号「幌延町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15議案第8号「幌延町空家等対策協議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第8号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

議案第8号「幌延町空家等対策協議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が本年6月14日に交付されたことに伴うものであり、空家等所有者の責務の強化及び特定空家化の未然防止、所有者不明時の代執行の費用徴収の円滑化などに関する法改正に対応するため、所要の改正を行うものです。

それでは、お手元に配布しております新旧対照表により御説明させていただきますので、新旧対照表を御覧願います。なお、法改正に伴う引用条項の改正及び条項整理につきましては説明を省略させていただきます。

始めに、第1条の「幌延町空家等対策協議会設置条例」の一部改正ですが、第3条は、協議会における協議事項に、管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するための必要な措置の実施に関する事、及び、民法の規定による命令及び相続財産の清算人の選任の請求に関する事を追加する改正です。

次に第2条の改正は「幌延町空家等の適切な管理に関する条例」の一部改正です。第4条から第6条までは、町、所有者等、住民等、それぞれの責務について規定するもので、規定順と字句の整備を行うほか、第5条の所有者等の責務に、国、自治体の施策に協力する努力義務を追加する改正です。第10条は、勧告などを円滑に行うため、空家等の状態把握等の所有者への報告徴収権に関する規定を追加する改正です。第11条は、空き家等の所有者等

の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる者に、空家等に工作物を設置している者を追加する改正です。第13条から第17条までを2条ずつ繰下げ第15条から第19条とし、第13条に、特別措置法第13条の規定に基づく管理不全空家等の所有者等への指導・勧告等に関する措置について、協議会での協議を経たうえで実施する旨の規定を追加し、第14条に、特別措置法第14条第1項から第3項において定められている空き家等の管理に関する民法の特例について、協議会での協議を経たうえで、必要な命令及び相続財産の清算人の選任などの請求が実施できる旨の規定を追加する改正です。第17条は、特別措置法第22条第9項及び第10項に定められた代執行についての規定を整理し、第3項に第2項で定める略式代執行に係る費用についても通常の代執行同様に確定判決無しで徴収することができる旨を規定する改正です。

次に第3条の改正は「幌延町空家等除却支援条例」の一部改正で、法改正に伴う引用条項のずれを整理する改正です。

次に附則であります。第1項は、施行期日に関する規程で、この条例は、公布の日から施行することとしております。第2項は、改正前の略式代執行を行う際の公告に関する経過措置について規定しております。

以上、議案第8号「幌延町空家等対策協議会設置条例等の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君  
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16議案第9号「令和5年度 幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第9号について提案理由の説明を求めます。

総務企画課長 早 坂 敦 君

議案第9号「令和5年度 幌延町一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、町内各小中学校換気対策空調設備整備事業の新規計上、次年度以降の公共施設冷房設置及び各公共施設の整備補修等に向けた財源確保のための公共施設等整備基金の増、こざくら荘改修工事の入札不調に伴うこざくら荘支援事業の減、職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の精査。それ以外のものについては、今年度実施している各事業の決算見込みの精査による補正が主なものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1億5,490万円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を54億8,790万1千円にしようとするものです。第2項第1表「歳入歳出予算補正」の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、1款「町税」1,850万2千円の増、13款「使用料及び手数料」473万6千円の減、14款「国庫支出金」3,033万3千円の増、15款「道支出金」736万1千円の減、17款「寄附金」174万8千円の増、18款「繰入金」1億1,071万8千円の減、20款「諸収入」199万7千円の減、21款「町債」8,040万円の減などで歳入合計1億5,490万円の減額補正です。

次に3ページの歳出ですが、1款「議会費」106万7千円の減、2款「総務費」5,493万5千円の増、3款「民生費」6,702万1千円の減、4款「衛生費」2,517万1千円の減、6款「農林水産業費」2,407万5千円の減、7款「商工費」493万8千円の増、8款「土木費」8,271万3千円の減、9款「消防費」1,783万6千円の減、10款「教育費」70万4千円の増、12款「公債費」240万6千円の増で歳出合計1億5,490万円の減額補正です。

第2条 繰越明許費ですが、4ページをお開きください。

第2表「繰越明許費」については、戸籍附票システム、コンビニ交付システム及び住基台帳システム等の改修事業に関し、国庫補助金の財源確保のため今回補正予算計上させていただきましたが、補修事業実施は令和6年度になることが確定しているため、令和6年度に繰り越して使用することができる経費として、2款3項「社会保障・税番号制度システム整備事業」706万8千円です。

第3条「債務負担行為」ですが、6ページをお開きください。

第3表「債務負担行為」については、大家畜経営の体質強化と安定的発展を目的とした大家畜特別支援資金の借入金に係る利子補給で、令和5年度大家畜特別支援対策事業利子補給、期間が令和6年度から令和30年度まで、限度額は121万1千円です。

第4条「地方債」の補正ですが、8ページをお開きください。

第4表「地方債補正」については、事業費の精査等によるもので、既定の地方債限度額の合計9億7,900万円を8億9,860万円に補正するものです。地方債の限度額を補正する主なものは、簡易水道施設改修事業3,800万円を2,640万円に、町道元町1号線道路改良事業1,190万円を850万円に、下水道施設改修事業8,720万円を4,080万円に、小型動力ポンプ付積載車整備事業2,400万円を850万円に補正しようとするものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

始めに歳出ですが、各科目に計上していません、職員の人件費については、採用や退職、人事異動等による人件費の精査による補正となっており、共通した内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

それでは38ページをお開きください。

2款1項2目「自治振興費」の集落支援活動運営事業では、新たな活動拠点取得のための公有財産購入費として、項目は次のページになりますが、土地購入費41万円及び建物購入費27万1千円の新規計上です。42ページをお開きください。2款1項12目「諸費」の基金管理事業では、今後の地域振興対策に要する経費の財源として、ふるさと創生基金107万6千円の増、翌年度以降の公共施設等の補修、主に公共施設の冷房設置に向けた財源確保のために要する経費の財源として、公共施設等整備基金9,675万8千円の増です。44ページをお開きください。2款3項1目「戸籍住民基本台帳費」の社会保障・税番号制度システム整備事業では、住民票等における表記方法の変更に対し、各種システムを改修する必要があるため、社会保障・税番号制度システム整備事業706万8千円の新規計上です。なお、本事業のシステム改修事業3件は、先ほど説明させていただきましたが、事業実施が令和6年度になることから、繰越明許費の設定をしています。48ページをお開きください。3款1項1目「社会福祉総務費」の社会福祉管理費では、決算見込みの精査により、幌延町社会福祉協議会への補助金468万4千円の減、また次ページになりますが、国民健康保険診療所特別会計繰出金では、国民健康保険診療所特別会計の決算見込みの精査により繰出金665万9千円の減、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への支援枠の拡大措置として、一世帯当たり7万円の臨時特別給付金を追加給付するための所要額として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業2,481万6千円の増です。3款1項3目「老人福祉費」のこぞくら荘支援事業では、こぞくら荘改修事業の入札不調に伴う精査により、補助金7,046万4千円の減です。56ページをお開きください。4款1項2目「予防費」では、新型コロナウイルスワクチン接種件数の決算見込みの精査により、新型コロナウイルスワクチン接種事業320万円の減です。58ページをお開きください。4款3項1目「簡易水道費」では、簡易水道事業会計の建設改良工事の決算見込みの精査により、補助金1,921万7千円の減です。60ページをお開きください。6款1項8目「辺地整備事業費」では、上問寒浄水場及び中間寒配水池に係る電気使用量の増などにより、農業用水道管理費132万4千円の増です。64ページをお開きください。7款1項2目「観光費」のトナカイ観光牧場管理委託事業では、株式会社トナカイ観光牧場が、トナカイの飼育員を新たに雇用したことに伴う人件費相当分として、委託料176万円の増です。66ページをお開きください。8款2項1目「道路維持費」の道路維持管理費では、道路横断管修繕料などの決算見込みの精査により、道路維持管理費816万5千円の減です。68ページをお開きください。8款2項2目「道路新設改良費」及び同3目「橋梁維持費」では、それぞれ事業完了に伴う執行残の精査により、「道路新設改良費」で447万7千円の減、「橋梁維持管理費」で472万9千円の減となっています。8款3項2目「下水道費」では、下水道事業会計の建設工事が一部入札不調になったこと等の決算見込みの精査により、補助金5,126万4千円の減です。70ページをお開きください。9款1項1目「常備消防費」では、北留萌消防組合において単年で購入予定だった小型動力ポンプ付積載車の整備が、2年での整備に変わったことなどにより、北留萌消防組合負担金1,783万6千円の減です。74ページをお開きください。10款2項1目「小学校費」における「学校管理費」と同3項1目「中学校費」における「学校管理費」にそれぞれ計上しております学校換気対策空調機器整備事業では、

各学校における感染症予防対策及び熱中症対策の一環として、換気機能付きの簡易型クーラーを購入することとし、その経費として、小学校で466万3千円、中学校で310万4千円の新規計上です。なお、購入台数の内訳は、幌延小学校が19台、問寒別小学校が11台、幌延中学校が13台、問寒別中学校が7台となっています。

次に歳入ですが、26ページにお戻りください。

1款1項1目「個人町民税」では、給与所得が当初見込みを上回ったことにより、個人町民税500万8千円の増です。同2目「法人税割」では、当初予算を大幅に上回る法人税割の申告があったことから、法人税割1,012万8千円の増です。1款2項1目「固定資産税」では、償却資産が当初見込みを上回ったことにより、固定資産税280万7千円の増です。28ページをお開きください。14款2項1目「総務費国庫補助金」では、2款で説明しました社会保障・税番号制度システム整備事業の財源として、社会保障・税番号制度システム整備事業706万8千円の新規計上です。同じく2目「民生費国庫補助金」では、幌延町民臨時生活支援事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,481万6千円の増です。同じく5目「教育費国庫補助金」では、各学校換気対策空調機器整備事業の一部財源として、学校保健特別対策事業費138万円の新規計上です。30ページをお開きください。15款2項4目「農林水産業費道補助金」では、豊かな森づくり推進事業の事業精査により685万3千円の減です。32ページをお開きください。18款「繰入金」では、基金を充当している各事業の決算見込みの精査等により、「財政調整基金繰入金」1億141万8千円の減、「公共施設等整備基金繰入金」1,030万円の減、「地域公共交通活性化基金繰入金」100万円の増です。最後に34ページ、21款「町債」につきましては、第4条「地方債の補正」で説明していますので省略いたします。

以上、議案第9号の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

3番 深澤博幸君

初めに41ページの無人駅維持管理業務。この無人駅っていうのは、どこの駅なのか。管理する内容は、どういうものか伺います。

議長 西澤裕之君

休憩します。

(15時02分 休憩)

(15時04分 開議)

休憩を解いて会議を再開いたします。

住民生活課長補佐 山下智昭君

こちらの公共対策管理費の無人駅維持管理業務でございますけれども、幌延町で管理することになっております五つの無人駅に関しまして、当初ここの除雪業務を担っておられる除雪スタッフの方の経費を報酬で支払う予定で計上しておりましたけれども、こちらの雇用形態を見直しまして、委託ということで計上しているものでございます。

無人駅に関しましては、北から下沼駅、南幌延駅と糠南駅と間寒別駅でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

今の説明では幌延町が管理するんだっていう答弁だったんですけど、今後とも駅舎っていうのはどこの所有者なんですか。

住民生活課長補佐 山下 智 昭 君

こちらの駅舎に関しましては、JR北海道の所有物ですけども、そちらの方を管理運営するというのが幌延町の方で担っております。

3 番 深 澤 博 幸 君

担っているというのは、契約か何か交わして幌延町が移管されたのか。その経費が何で幌延町が持っているのかというのが私の疑問の質問なんですよ。

住民生活課長補佐 山下 智 昭 君

こちらは、JR北海道と幌延町の間で、無人駅の維持管理に関する協定を締結しております。幌延町の方で経費ですとか、作業等を負担するというので、無人駅を残していこうという観点のもと、協定に基づいて受けている業務でございます。

3 番 深 澤 博 幸 君

無人駅ですよ。これ年間に利用者、さっき言った五か所ですか。これ、利用者はどのぐらいいてね、幌延町が何で管理していかなきゃならないのかちゅうのは、私、ちょっと、どこか矛先が違うんじゃないかって気がするんだよね。

昔はね、交通機関としてJRがあって、利用者も沢山いたかもしらんですけど、今、町長も名寄以北ですか、その協議会みたいなものに入って、将来の宗谷線をどうするかという議論しているとは思んですけど、私、1町民としてたらね、無人駅まで幌延町が管理する必要があるのかって気がするんだよね。まあ、JRに対して申し訳ないんですけど、風吹けば休む、雨降ったら休む、雪降ったら休む、そんなJRなんか私は要らないと思う。と僕は個人的にはそう思ってます。そういうとこにね、町が何で協力、管理費まで出して、町民の税金を使ってですね管理する必要があるんですか町長。

町 長 野々村 仁 君

この案が出たのは、大分、早い話でありまして、ずっとJRが負担をして、いつか移管したいということで、だんだん迫ってきたというところで、JRも赤字の解消ができないということと、この協議会を作っている町として、宗谷本線を残そうということで、形態として、維持管理に関して、各町村で負担をするということの下からこの負担金をお支払いするということとなっております。要らなくなったら言ったらおかしいけど、老朽化して使えなくなったりということをどんどん廃線をしていきましたけども、我が町としては、ここには今までも特定なマニアではありますが、幌延を訪れていただきながら、きちんと、観光の意味もなして、少しは、交流人口としての見込みがあるということで、今までもずっとやって

まいりました。

今後、どのような形でJRが残るか、また、残らないかも含めてですけども、協議はずっとこの後も続きますけども、取りあえず、今のローカル線が乗っている方々にとっては、マニアの観光の方々がそこで降りたり、そこでイベントを開いたりということの開催を、幌延でしていただいているということ自体も含めて、今まで観光に、少しは、趣を置いた形で経費の算出をしているというところですよ。

議 長 西 澤 裕 之 君

深澤議員これ以上は総括でやっていただいているんですか。

(深澤議員「分かりました。」)

よろしくをお願いします。

ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

65ページのトナカイ観光牧場管理委託業務の委託料が増ということ、新しいといいますが、追加の委託先はどこになるのかお尋ねします。

それと2点目に、75ページ小学校中学校の空調関係整備事業なんですけど、これは、児童生徒のいる教室だけなんです。それとも職員室とか保健室、校長室とかそういうところはどのようなふうになって。

教 育 長 青 木 順 一 君

内訳というかですね、子供を中心に考えておりますけども、一応、保健室、それと特別支援教室、普通教室とあと先生方も暑いだらうということで職員室2台ということで、各教室2台ということで考えております。

ただ、簡易型のクーラーということで、移動式のクーラーですので、会議があれば、そちらに置いてとか移動しながら、効率良く使っていきたいと考えております。

産 業 建 設 課 長 角 山 隆 一 君

トナカイ観光牧場の委託業務の御質問ですけれども、こちらの委託先は、指定管理しております幌延町トナカイ観光牧場へお支払いする委託料を、今回、先ほど申し上げたトナカイ観光牧場の社員として、飼育員を雇用しましたので、その分を増額し委託料を増やすというものでございます。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

3 番 深 澤 博 幸 君

51ページのござくら荘施設整備支援事業、これ前回の委員会か何かで、今も多分説明あって不調に終わったという話で来年度に持ち越ししたということなんですけど、来年度は同じ業者に指名して行うのか。今回の予定価格をどう変化させさせるのか、その2点伺いたいと思います。

保 健 福 祉 課 長 島 田 幸 司 君

お答えいたします。

まず、今回令和5年度を行いましたこざくら荘の施設整備につきましては、起工時期が遅かったということで、人材不足による入札辞退というようなものが、ほぼほぼ各社の理由であったというふうに聞いております。それにつきましては、発注時期を早くして、また改めてこざくら荘のほうから、産業建設課に指名業者の問合せが行くのかなと思いますけれども、そこでまた、どのような会社を指名するかということになってくるかと思えます。

また、改良事業の予算、設計の金額になってくるかと思うんですけれども、今、単価等も上がっておりまして、今回、令和5年度に設計していただいたコンサルさんに、建築の方は、12月並びに3月ぐらいにも単価のほうが上がりますので、新単価を用いた形での新たな設計を組んでもらうというようなことで、今考えておりますけれども、今現在、令和6年度の当初設計の時期ですので、その上昇率等を踏まえた形での概算ではあります、設計額がこざくらの方から上がってきている状況です。

### 3 番 深 澤 博 幸 君

おおよその説明は理解をしたんですけど、予定価格は、まだ決まってないということで、業者選定、今回の辞退した段階で、今人材不足とか、いろんなことの申し述べてくれてるんだけど、次回、もしか同じ業者が指名に上がったときに、今回辞退した結果がペナルティーとして、付くのか付かないのか、その辺いかがでしょう。

### 保健福祉課長 島 田 幸 司 君

ちょっと繰り返しの部分も出てくるかと思うんですけれども、発注時期が遅かったっていうのが、多分、一つの要因ではないかなと僕は思います。それと指名に関しましては、ある程度、大きな工事にはなってくるとは思うので、令和5年度に指名させていただいた業者さんと重複するのか、その辺は、こざくらの方で、協議会等の中で指名業者を決定してくるのかと思うんですけれども、町として、私も前任で建設課の方にいたので、そのときには、6、7社程度、こざくらさんの方には、ここの会社はどうでしょうか、うちに指名が来てますよということで、御紹介はさせていただいておりますので、その中から指名する5社なのか、その辺もこざくらの方で決めるとは思うんですけれども、いずれにしても、発注時期が遅かったということで人材不足という理由で、そこに代理人等を置けないというようなことが理由でしたので、その理由としては、早期発注するのであれば、その理由であれば早期発注するをするというふうに考えたときには、同じ業者さんを指名しても問題はないのかなというふうに僕個人的には思っています。

### 3 番 深 澤 博 幸 君

今の話は分かりました。

次に63ページの豊かな森づくり推進事業の補助金なんですけど、これ、どのような事業で、1,100万円ほど減額された理由。

### 産業建設課長補佐 伊 山 英 貴 君

豊かな森づくり推進事業につきましては、今年度当初、2所で25ヘクタールほど更新伐を予定しておりました。ただ、今年の4月に、森林環境保全整備事業実施要領、こちらの方が改正をされ、予定していた事業の実施ができなかったため減額となっております。

更新伐っていう部分が、この事業の肝となっております、こちらを行う林分については、

伐採後に、広葉樹を植栽するということが定められており、この広葉樹については、道北の気象条件、また、生育環境に適合しにくい、また、食害を受けやすい、成長するまでに時間を要する、また、広葉樹の苗木を生産している種苗会社が少なく、苗木の確保も困難であるということで、様々な要因を勘案して、この森林の循環利用に適さないことから、この事業の実施を見合せたということになっております。

3 番 深 澤 博 幸 君

次年度は、やる計画っていう認識でいいんですか。

産業建設課長補佐 伊 山 英 貴 君

この要領自体が、広葉樹ということがもう明確に示されているので、この事業においては、事業の実施は難しいと思います。ただ、今後、森林環境譲与税、こちらを使って、この更新伐という事業を加えることは可能なのかなというふうには思っております。

3 番 深 澤 博 幸 君

やるのかやらないのか。今後やるのかやらないのか、説明して。

産業建設課長補 伊 山 英 貴 君

ここへ、次年度、やるかやらないかということなんですが、こちら、今現在、新年度予算の方を策定しております。その中で、森林環境譲与税の事業も、ある程度、メニュー化を図っていかなきゃいけないということで、現在精査をしているところなので、もちろんこの更新伐というものも、そのメニューの中には、入ってくるかなというふうには考えております。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

5 番 植 村 敦 君

41ページの集落支援の事業の中で、先ほど説明あったんですけども、ちょっと聞き逃したんでもう1回お願いします。新規で、土地の購入費と建物購入費41万と27万1千円と新規で上がっています。これは何を目的に土地を購入して、何を目的に建物を購入したのかお聞きします。

住民生活課長補佐 山 下 智 昭 君

問寒別地区におきまして、地域づくりビジョンを策定しまして、これを推進していくという過程の一環で、問寒別地区にあります空家、これを活用していくことができないだろうかという検討を進めておりまして、そのための空家の取得、その土地を取得いたしまして、地域の活動の拠点を作っていくという意味での購入費でございます。

5 番 植 村 敦 君

公金で空家と土地も購入するということですけども、どこの家なのか名称は言えないんでしょうか。

住民生活課長補佐 山 下 智 昭 君

こちらの土地と建物の現在の所有者でございますけれども、土地に関しましては、幌延町農協様となっております、その上屋が北海道農業共済組合さん、農済でございます。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて歳出一括の質疑を終わります。  
これより歳入一括の質疑を行います。  
歳入、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて歳入一括の質疑を終わります。  
これより総括の質疑を行います。

3 番 深 澤 博 幸 君

先ほど議長の方から、総括でやれという指摘がございましたので、もう一度、先ほどの無人駅の話で戻したいと思います。これ、無人駅無くなるまで、継続して、事業続いていくんですか。

町 長 野々村 仁 君

無くなるまでというか、今のこの現状をJRの様子を見ながら、各町村もそうですけども、どのように取り扱うかということ自体は、今、各自治体で検討中でもございますが、わが町にとっても、今後どのようにこれをしていくか、また、どういう形でJRが、この本線残るかということがやっぱり肝だと私自身は考えてます。

3 番 深 澤 博 幸 君

これちょっと話別なんですけど、先ほどの答弁の中で、観光事業という話も出てきましたよね。実際に、無人駅、前にも秘境駅うんぬんって話もあったけど、町の経済として、どのくらいの経済効果があるかっていう試算をしたことはございますか。

町 長 野々村 仁 君

正式に試算という形では取っていませんけども、宿泊者が幌延の町で、冬の間でも、閑散期に泊まっていたらという事例もございまして、それに魅力を感じて問寒別に若い青年が「ウタラ」という民宿を開いてくれたり、問寒別にメモトックさんが秘境駅のグッズとか、いろんな形で参加してみたいということで会社を設立して、事務所を構えていただいているという実績がございまして。

3 番 深 澤 博 幸 君

町長の答弁では、もう具体的な数字は読めないということですよ。私も、何名かは、冬の時期だとかクリスマスとかに来ているという話は聞いているけど、町民の税金を投入してですよ、経済がじゃぶじゃぶ潤うような観光客じゃないですよ町長。それと、今、秘境駅って言っているのは、秘境駅じゃないですよあれ。先ほど言ってる無人駅でしょう。昔は、学生たちが通学で、乗降客が何名かはいたけど、今その集落が無くなって、乗降者がいないから、無人駅になったんでしょう、そんなの秘境駅っていいですか、町長どうですか。

町 長 野々村 仁 君

秘境駅と呼びます。全国的にも、秘境駅ランキングにも入ってます。

3 番 深 澤 博 幸 君

町長が秘境駅って言うのであれば、そうだろうなって、秘境駅で異議ないんですけど、

ちなみに、この秘境駅のイベントやったときに、地元の業者さんが手作りで物を販売したときに、物品を作ったときに、手数料をJRに取られてるっていう話を町長聞いたことありますか。片や民間のJRですよ。当然、営利を目的とするのは分かるけど、今言ってる町が支援してやってだよ、町民こぞって支援してやって、手数料を取るような業者ですよ町長、それに町が加担して応援するんですか。いかがですか。

町 長 野々村 仁 君

確かに、それぞれのグッズを使っても、JR関連のもの自体では、確かに今言われてるようなことが、起きているということは、もう間違いないと思っています。

ただ、そういう、にぎわい創出の一つとして、最初に設立をして、今まで行動してきたということだけは間違いございませんし、それだけの動きとそれだけの移住者が来ているという実績もございますから、それが金に合うか合わないかっていうのは、ちょっと、話は違うかもしれませんけども、そういうところの発端が少しでも、先ほどいろんな議論をしましたが、いろんなPRの中の一つのきっかけとして、移住して事務所を構えたり民宿をしてくれたりという人たちも、中にはいるということの一因ですから、全部が否定をするものではないかと私自身は考えてます。

3 番 深 澤 博 幸 君

最後に、これもう言いません。

今の手数料の話、町長の口から地元が一生懸命汗かいているんですよ。

せめて、手数料は取らないでくださいよの要望してくださいよ。ぜひお願いします。

5 番 植 村 敦 君

この駅に関して、先ほど担当の方の答弁ですと、5駅の除雪費ということを言われました。ただ、名前をあげたのが4駅でしたね。雄信内駅が抜けているんですけども、どうなんでしょう。

住民生活課長補佐 山下 智 昭 君

申し訳ございませんでした。幌延町として協定を結んで受託しているのは、5駅で雄信内駅も入ってるんですけども、雄信内駅は、全体として委託をして、宿直していただいている駅ですので、町で雇用して、それぞれの駅を除雪していただいたのが4駅ということになります。

5 番 植 村 敦 君

はい、分かりました。以前も、あそこは作業員の休憩場所に使われてるんだっていう話聞いたんで、同じく、町が除雪費を負担しているということであれば、ちょっと変だなというふうに思ったんで、今説明聞いて分かりました。

それと併せて、南上幌駅の廃止うんぬんという話がありました。何とか、もう少し持つんだということみたいだったんですけども、近い将来は、恐らく、大がかりな補修をしなきゃならないということで住民の意向を聞きながら、廃駅にできればしたいというような説明があったと思うんですけども、その後の経過はどのようになっているかお聞きします

総務企画課長補佐 梶 淳 君

はい、お答えいたします。

地域の方々の意見をお聞きするという事で、常任委員会の際に御説明していたんですけども、まだ動けておりませんので、早めに動いていきたいと思っております。

すいませんよろしくお願い致します。

議 長 西 澤 裕 之 君

ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

まず無人駅の話なんですけど、やはり五つ駅があって、一つは、私の出身地である問寒別にも駅がある。地元の人にとっては、なかなか不便だけでも、それしか交通機関がなくて、その駅を利用して、病院に行く、買物に行くという手段、それしかない手段ですから、やはり、町としては、町民サービス、問寒別地区のために、駅は維持してもらえるように努力してほしい。そして、問寒別地区の方々も、例えば、今年12月23、24だったかに、例年やっているクリスマスの集いがあります。今年は70人ぐらい来るんじゃないかと言われて、そんなに一遍に来られても、幌延町には泊まる所がないから、先週1週間早めて、当日23日、24日に来れない人は、1週間早めに来てくださいってということで、何人もの方が来ている。

来れば泊まる。問寒別に来れば、ジュース1本でも売れる。そして何よりも楽しみにしているのは、地域の方々が、できる限りのおもてなしをして、せっかく、仕事を休んで、本州方面から汽車乗り継いで来てくれるわけですから、そういう方たちと1年ぶりの交流を楽しみにしている。また、来る人も楽しみにしている。やはり問寒別地区に住んでいる方々、または下沼、南上幌でも、雄信内でも、そこの方々との交流を楽しみにして、またそれを1年ごとの励みにしている大事な駅ですので、町はできる限り、お力添えをいただいて、残すように努力してほしいなというふうに思っています。

これがいつまで続くかっていうことは、これも、来年はもう、宗谷本線二つの駅が無人駅になるよというふうにJRでは言ってますが、これがだんだん、幌延の方に、そして抜海駅の方に来るのかなとは思っていますが、今はできる限りですね、1日でも長く駅を残してもらうために地元の人も努力していますから、それに、ぜひ町はお力添えをいただきたいなと思っています。

あと、それから、地域おこし協力隊のトナカイの委託なんですけども、観光牧場には、今現在地域おこし協力隊で男性の方が一人いたし、昨年今頃は、女性の隊員が二人がいたけども、委託したらその方たち二人の隊員は、どういうふうな扱いになるのかをまずお伺いしたい。

2点目に空調設備ですね。全部足すと60台ぐらいになるのかなと思っていますけど、この空調設備購入の仕方は、どういうふうにするのかお伺いしたいと思います。

3点目は、健康管理システム改修業務です。これ、システム改修するんだから、国から補助金が入ってくるのではないのでしょうか。入ってこないんですか。以上です。

町 長 野々村 仁 君

はいありがとうございます。

まだこの先、JRの関係については、今、協議会の方とも、裏の方で、表じゃないだけで、裏の話をしているところでもありますけれども、最終的に決断をしなければならないっていうのが、普通列車が廃止となるかならないかなんだと私は思っています。

私も深澤さんが先ほど言われたとおり、止まらない駅、観光に来るとかマニアであっても、そこに降りられないということの目的が達成できない時に、本当にそこは秘境駅と言えるかということは私自身もそのように感じていますので、そこら辺までは、きちっと、維持管理をしながら、JRに残してほしいと強く要望していきたいなという気はしていますが、今、JRの大きな波が、どの時期に来るかっていうのは、未だ、ちょっと、皆目見当がつかない。

ただ、今年度、実証実験をバスで、本町から稚内に向けて、通学生を送ったということが、大変好評であるということも含めて、内密の話、いろんなJRの方としても、いやしたらそれに支援しようとか何とかって話もあるとかっていううわさは聞いてはいますが、それを、また、しっかりと受けるっていうことによれば、ローカル列車は要らないということを行ったと同じになるという、大変難しいところに来てるなという気がします。

実際問題、そういう判断ができるまで、もう少しお時間をいただければと思っています。頑張ります。

教育次長 伊藤 一 男 君

議員の換気の関係の御質問ですが、こちらの方換気機能付きのスポットクーラーということで移動可能なスポットクーラーを、備品で購入しようとしております。町内業者さんを中心に、扱えるところを選定しまして、見積り合わせをしながら、購入していければというふうに思っております。ただ、いろんな学校で導入が予定されていますので、今年度内に購入できるような形で持っていければと考えております。

産業建設課長補佐 伊 山 英 貴 君

御質問にお答えをいたします。

協力隊員のお話なんですが、年度当初、トナカイの飼育ということで、トナカイに関して、男性1名女性1名ということで、着任をされて、実際に活動されておりましたが、5月に1名の方が退職をされております。また、もう1名の方も今年の9月に3年間の任期を満了され、本来であれば、コロナの特例ということで延長も可能だったんですが、その方は、引き続き幌延町に残って、かつ、そのお仕事についても、これまで続けてきたトナカイの飼育に携わりたいという申出、面談等々を繰り返しながら、お話をいただいております。

なので、卒業された後の新たな活動の場ということでトナカイ観光牧場、先ほど、委託料の方が上がってたと思うんですが、その方の人件費ということで御理解いただければと思います。

保健福祉課包括支援係長 清 水 和 也 君

私の方から、健康カルテシステムの方、お答えしたいと思います。

こちらの改修経費については、コロナ関係ということになりますので、10分の10の補助が出るということになります。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

それごめんなさい。どこに入っているんですか。

保健福祉課包括支援係長 清水和也君

補助金の経費なんですけども、29ページになります。

29ページのコロナウイルスワクチン接種体制確保事業10万1千円増こちらの方が、システム改修の部分の経費の方が、当初予定していた別な改修が予算計上していた金額よりも減額になったりですとか、そういう関係がありますので、補正は25万3千円という形になってるんですけども、歳入の方では、少し金額の方が下がって計上されています。

7 番 齋賀弘孝君

分かりました。

地域おこし協力隊がまた残って継続してやってくれることは喜ばしいことなんですけども、当初の予算審査のときに私言ったんですけど、トナカイ観光牧場、花壇の看板を新しくしないと駄目だということが、未だにならないのは、これは何か訳があるんですか。

産業建設課長補佐 伊山英貴君

お答えいたします。

恐らく、青いケシの説明の看板のことだと思うんですが、こちらについて、次年度に直るということで、町の補修計画の方にも上げさせていただいておりますので、令和6年度でそちらは直ることになります。

議長 西澤裕之君

ほかにございますか。

(「ありません。」の声あり)

これにて総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15時55分まで休憩します。

(15時41分 休憩)

(15時55分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第17議案第10号「令和5年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第10号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村上貴紀君

議案第10号「令和5年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、歳入では、国民健康保険税の年度途中精査による調整、北海道補助金のうち保険給付費等と同額交付される普通交付金額の確定に伴う調整などで、歳出では、人事異動に伴う人件費の調整、高額療養費の1件当たりの給付額が当初の予定を上回る見込みであることによる療養費の調整、特定健康診査の受診者数確定に伴う事業費の調整などによるものです。

それでは、1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算」の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に972万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億6,380万2千円にしようとするものです。第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

16ページをお開きください。

始めに歳出ですが、1款1項1目「一般管理費」では、人事異動に伴い、給料で47万1千円の増、職員手当で9万4千円の減、共済費で9万7千円の増、合わせて47万4千円の増額、2款1項3目「一般被保険者高額療養費」では、今年度10月末までの給付費実績から決算見込額を精査した結果、1,000万円の増額、2款4項1目「葬祭費」につきましても、これまでの給付実績に基づく件数の精査により9万円の増額です。

18ページをお開きください。

5款1項1目「特定健康診査等事業費」では、健診受診者の確定により、委託料98万7千円の減額、6款1項1目「償還金」では、過年度分保険給付費等交付金の精算により、返還金14万8千円の増額です。

次に歳入であります、14ページをお開きください。

1款1項1目「一般被保険者国民健康保険税」では、被保険者数の減少などにより、医療給付費分で197万8千円の減、後期高齢者支援金分で78万5千円の減、介護納付金分で89万1千円の減、合わせて365万4千円の減額です。3款1項1目「保険給付費等交付金」では、保険給付費を補填する普通交付金で、歳出2款保険給付費と同額の1,009万円の増、特定健康診査等負担金で1万9千円の減、合わせて1,007万1千円の増額です。5款1項1目「一般会計繰入金」では、決算見込額により精査の結果、保険基盤安定等繰入金で55万2千円の増、その他一般会計繰入金で47万円の減、合わせて8万2千円の増額です。5款2項1目「基金繰入金」では、この度の補正による財源不足に伴い326万6千円の増額です。7款2項1目「雑入」は、特定健康診査受診者数の確定に伴い、一部負担金精査により4万円の減額です。

以上、議案第10号「令和5年度 幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18議案第11号「令和5年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第11号について提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

議案第11号「令和5年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、看護師等の未採用期間の精査、及び、人事院勧告に伴う給与改定など人件費の精査、出張医の依頼回数精査に伴う報酬、費用弁償の増、旭川医科大学開学50周年記念基金、及び、医学教育の充実発展に資する脳神経外科学講座への寄附に係る歳出予算を調整するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ945万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,164万7千円にしようとするものです。第2項「歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額」は第1表により御説明いたします。

2ページをお開きください。

歳入については、1款「使用料及び手数料」で2万2千円の増、3款「繰入金」で665万9千円の減、5款「諸収入」で281万6千円の減で、歳入合計は945万3千円の減額補正です。

続きまして、3ページの歳出については、1款「診療所費」945万3千円の減で、歳出合計も945万3千円の減額補正です。

以下、歳出、歳入の順に補正の主なものについて、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

20、21ページをお開きください。

1款1項1目「診療所費」は、既定の予算額3億8,668万1千円から、1,561万4千円を減額し、3億7,106万7千円としており、補正の内訳は、「診療所人件費」では、人事異動、人事院勧告に伴う給与改定等及び看護師の未採用期間の精査、共済組合負担率の改定等に伴い、2節「給料」で276万4千円の減、3節「職員手当」で246万4千

円の減、4節「共済費」で617万8千円の減です。次に、「診療所業務費」では、会計年度任用職員の未採用期間の精査、新型コロナワクチン接種代替看護師の従事時間の精査、人事院勧告に伴う給与改定及び共済組合負担率の改定等に伴い、1節「報酬」で132万6千円の減、2節「給料」で181万3千円の増、3節「職員手当」で84万5千円の減、4節「共済費」で387万9千円の減、医療設備の保守点検により12節「委託料」で15万8千円の増です。

22、23ページをお開きください。

「診療所業務費」の続きとなりますが、消費税及び地方消費税の確定により、26節「公課費」で25万2千円の減です。

次に、「診療所管理費」では、会計年度任用職員の給与改定や共済組合負担率の改定等に伴い、1節「報酬」で5万3千円の増、2節「給料」で14万5千円の増、3節「職員手当」で4万2千円の増、4節「共済費」で11万7千円の減です。

次に、医師業務強化費では、出張医の派遣日数変更に伴い、1節「報酬」で342万6千円の増、3節「職員手当」で44万1千円の増、8節「費用弁償」で79万4千円の増です。25節「寄附金」では、旭川医科大学開学50周年記念基金、及び、脳神経外科学講座への寄附金として、150万円の新規計上です。

次に歳出ですが、18、19ページをお開きください。

1款1項1目「診療所使用料」では、新型コロナワクチン接種料の精査により、2万2千円の増、3款1項1目「一般会計繰入金」では、この度の補正の財源調整により、665万9千円の減、5款1項1目「診療受託料」では、新型コロナワクチン接種業務の精査により、281万6千円の減です。

以上、議案第11号「令和5年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第4号)」の提案理由の説明といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

5 番 植 村 敦 君

23ページの医師業務強化費の中で、今説明あった旭川医科大学の記念事業ということで脳神経外科の方に150万の新規寄附ということなんですけど、これは、単年度の寄附ということで理解してよろしいでしょうか。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

お答えいたします。

ただいまお話のありました医大の開学50周年記念の基金ということで、こちらについては単年度の寄附になろうかと思えます。また、脳神経外科の外科講座につきましても、現

在のところを、今年度限りの寄附と考えておりますが、今後、医師の派遣等に伴いまして、また事情が変わりましたら、また検討が必要になるかもしれないというところで押さえております。

議 長 西 澤 裕 之 君  
ほかにございますか。

7 番 齋 賀 弘 孝 君

23ページの同じく寄附金のことなんですけど、これは幌延町独自の寄附金額なんですか、それとも、どこかと相談して、その金額が決まったんですか。その過程を教えてください。

国保診療所事務長 古 草 勝 君

寄附の額につきましては、近隣の町村の実態等を聞き取りいたしまして、この金額に決定させていただいております。

議 長 西 澤 裕 之 君  
ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19議案第12号「令和5年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第12号について提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 村 上 貴 紀 君

議案第12号「令和5年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、広域連合納付金の確定による負担金の調整によるものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算」の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に168万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,260万9千円にしようとするものです。第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書によりその概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

始めに歳出ですが、2款1項1目「後期高齢者医療広域連合納付金」では、今年度納付金の確定に伴い、保険料等負担金39万9千円の減、療養給付費負担金207万9千円の増により、納付金総額で168万円の増額です。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

2款1項「一般会計繰入金」は、繰出基準に基づき、それぞれ精査した結果、2目「保険基盤安定繰入金」で54万7千円の減、3目「療養給付費繰入金」で207万9千円の増、合わせて153万2千円の増額です。3款1項1目「繰越金」では、前年度繰越金の確定により14万8千円の増額です。

以上、議案第12号「令和5年度 幌延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明といたします。

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第13号「令和5年度 幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第13号について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 島田幸司君

議案第13号「令和5年度 幌延町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定、介護サービス事業勘定とともに、人事院勧告による給与改定等に伴う人件費及び共済費率の確定に伴う調整と保険事業勘定では、令和6年度施行の介護保険制度改正に伴うシステム改修費用について増額補正するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に、157万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,493万3千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定が2億3,654万6千円に、介護サービス事業勘定は838万7千円となります。

第2項の「歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの補正額」は、事項別明細書により、そ

の概要を御説明いたします。

まず、保険事業勘定から御説明いたします。

20ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目「一般管理費」では、給与改定や期末勤勉手当支給率改正及び共済組合等負担金の負担率変更に伴い、「給料」11万9千円の増、「職員手当」22万7千円の増、「共済費」73万7千円の減で、保険事業勘定人件費全体で、39万1千円の減額です。「委託料」では、先ほども御説明いたしました介護保険制度改正に伴うシステム改修業務198万円の新規計上です。

次に、歳入であります、18ページにお戻り願います。

2款2項5目「介護保険事業費補助金」は、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務に対する国からの介護保険事業費補助金88万円の新規計上です。6款1項4目「その他一般会計繰入金」は、職員給与費等繰入金で、この度の人件費の補正と同額の39万1千円の減額、事務費繰入金では、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務に対する国からの補助金を差し引いた110万円の増額です。

次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

24ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項1目「一般管理費」では、給与改定や期末勤勉手当支給率改正等に伴い、給料5万5千円の増、職員手当14万円の増、共済費20万8千円の減で、介護支援事業人件費全体で1万3千円の減額です。

次に、歳入であります、22ページにお戻り願います。

2款1項1目「一般会計繰入金」は、介護支援事業繰入金で、この度の人件費の補正と同額の1万3千円の減額です。

以上、議案第13号「令和5年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明といたします

議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 1 議案第1 4号「令和5年度幌延町簡易水道事業会計補正予算」の件を議題とします。

議案第1 4号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角 山 隆 一 君

議案第1 4号「令和5年度 幌延町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」の提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、「収益的収入及び支出」では、人件費に係る起債事務費の精査に伴う増額、「資本的収入及び支出」では、事業量の減及び契約減に伴う工事請負費の減額によるものであります。

1 ページをお開きください。

第2条「収益的収入及び支出の補正」では、収入におきましては、借入金に係る償還金利子額の確定に伴い、一般会計からの補助金を精査し、第1款「簡易水道事業収益」における既決予定額5, 271万3千円を7千円減額し、5, 270万6千円に改め、支出におきましては、人件費に係る起債事務費の精査及び令和4年度における借入金償還金利子額及び納付消費税額の精査により、第1款「簡易水道事業費用」における既決予定額6, 355万2千円を361万9千円増額し、6, 717万1千円に改めるものです。

第3条「資本的収入及び支出の補正」では、収入におきましては、配水管布設工事に係る事業費の減額及び北海道発注工事の施工に伴う支障水道管移設補償費の新規計上による企業債の減額及び同じく配水管布設工事の事業費減額に伴う一般会計からの補助金の減額により、第1款「資本的収入」における既決予定額8, 732万円を2, 955万6千円減額し、5, 776万4千円に改め、支出におきましては、一部配水管布設工事において施工区間を変更したことによる事業量の減及び契約減並びに令和4年度における借入金償還金利子額の精査により、第1款「資本的支出」における既決予定額8, 232万円を2, 079万4千円減額し、6, 152万6千円に改めるものです。

第4条「特例的収入及び支出の補正」では、当初予算書において第4条の2で示した当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額を当初予算提案時は決算日未到来であったことからその予定額を213万2千円及び1, 302万9千円としておりましたが、令和4年度会計決算額の確定により、それぞれ191万6千円及び213万7千円に改めるものです。

第5条「企業債の補正」では、予定していた企業債の限度額を対象事業費の減額等に伴い、既決予定額3, 800万円を1, 160万円減額し、2, 640万円に改めるものです。

第6条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正」では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の増額補正に伴い、既決予定額990万2千円を433万9千円増額し、1, 424万1千円に改めるものです。

第7条「他会計からの補助金」では、一般会計からの補助金を事業精査等に伴い、既決予算額4, 837万4千円を1, 921万7千円減額し、2, 915万7千円に改めるものです。

次に、補正予算の主な内容について、補正予算事項別明細書で御説明いたします。

23ページ、24ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款2項2目「他会計補助金」において、令和4年度における借入金償還金利息額の確定に伴い、1節「他会計補助金」を7千円減額しようとするものです。

続きまして、25ページ、26ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項4目「総係費」において、下水道事業に係る起債事務費として計上していた人件費を下水道工事費の減額に伴い、簡易水道事業へ振り替えたことにより、簡易水道事業会計での負担額を増やし、2節「給料」を382万3千円、5節「法定福利費」に計上した共済組合負担金を104万4千円増額、また、17節「印刷製本費」につきましては、役場機構改革に伴い課名に変更が生じたことから、水道料金検針票を新たに作成するための費用として21万8千円の増額、また、22節「手数料」につきましては、当初、水道料金及び下水道料金に係る口座振替依頼手数料について、簡易水道事業会計で一括費用計上しておりましたが、公営企業会計処理上、各会計で費用計上することが望ましいことから、分けて予算計上することとし、下水道料金に係る口座振替依頼手数料38万3千円について減額しようとするもので、その他費用につきましても、契約減や決算見込額の精査を行い、所要の補正を行おうとするものです。

続きまして、27ページ28ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款1項1目「企業債」においては、配水管布設工事の事業費減額及び北海道発注工事の施工に伴う支障水道管移設補償費による収入増を見込み、1,160万円の減額、併せて、事業費の減額等に伴い、1款2項1目「他会計補助金」に計上した1節「他会計補助金」を1,920万5千円減額、また、1款3項2目「工事負担金」においては、先ほど申し上げた支障水道管の移設補償費125万4千円を新規に計上するものです。

続きまして、29ページ30ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項1目「配水及び給水設備建設改良費」において、道道稚内幌延線配水管布設工事については、施工区間変更に伴う当該年度事業量の減少により、1,823万2千円の減額、町道3条仲通線配水管布設工事ほか2件については、計255万2千円の契約減、これらを合せ25節「工事請負費」合計で2,078万4千円減額しようとするものです。

以上、議案第14号「令和5年度 幌延町簡水道事業会計補正予算（第1号）」の提案理由といたします。

議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、収入支出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、収入支出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2議案第15号「令和5年度幌延町下水道事業会計補正予算」の件を議題とします。

議案第15号について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 角山隆一君

議案第15号「令和5年度 幌延町下水道事業会計補正予算(第1号)」の提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は収益的収入及び支出では、下水道管路維持業務の契約減による委託料の減額、資本的収入及び支出では、人件費に係る起債事務費の精査に伴う減額、また、入札不調による一部工事実施の取りやめ及び契約減による工事請負費等の減額によるものであります。

1ページをお開きください。

第2条「収益的収入及び支出の補正」では、収入におきましては、事業費の減額等に伴い、一般会計からの補助金を精査し、第1款「下水道事業収益」における既決予定額1億6,613万8千円を1億915万5千円減額し、1億6,422万3千円に改め、支出におきましては、下水道管路維持業務の契約減による委託料の精査及び下水道管理センター維持管理業務の契約減による委託料の精査により、第1款「下水道事業費用」における既決予定額1億8,823万1千円を1億916万6千円減額し、1億8,631万5千円に改めるものです。

第3条「資本的収入及び支出の補正」では、収入におきましては、事業費の減額に伴い、企業債、一般会計補助金及び国庫補助金を減額し、第1款「資本的収入」における既決予定額3億6,049万5千円を1億6,307万9千円減額し、1億9,741万6千円に改め、支出におきましては、工事実施の取りやめに伴う事業費減及び契約減、また、人件費に係る起債事務費の減額や令和4年度における償還金借入金利子額の精査により、第1款「資本的支出」における既決予定額3億6,049万5千円を1億6,307万9千円減額し、1億9,741万6千円に改めるものです。

第4条「特例的収入及び支出の補正」では、当初予算書において第4条の2で示した当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額を当初予算提案時は決算日未到来であったことからその予定額を98万5千円及び1,280万円としておりましたが、令和4年度会計決算額の確定により、それぞれ193万3千円及び511万円に改めるものです。

第5条「企業債の補正」では、予定していた企業債の限度額を対象事業費の減額等に伴い、既決予定額合計9,760万円を4,950万円減額し、4,810万円に改めるものです。

第6条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正」では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の減額補正に伴い、既決予定額1,415万9千円を503万8千円減額し、912万1千円に改めるものです。

第7条「他会計からの補助金」では、一般会計からの補助金を事業費精査等に伴い、既決予定額2億2,016万1千円を5,126万4千円減額し、1億6,889万7千円に改めるものです。

次に、補正予算の主な内容について、補正予算事項別明細書で御説明いたします。

21ページ22ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、1款2項1目「他会計補助金において、事業費の精査に伴い、1節「他会計補助金」を191万5千円減額しようとするものです。

続きまして、23ページ24ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項1目「管渠費」において、下水道維持管理業務契約減に伴い、23節「委託料」を280万5千円減額、1款1項2目「処理場費」においては、下水道管理センター電気料金の高騰に伴い、13節「光熱水費」を87万6千円増額、また、下水道管理センター維持管理業務等の契約減に伴い、23節「委託料」を75万5千円減額、1款1項4目「総係費」においては、下水道料金に係る口座振替依頼手数料として22節「手数料」を38万3千円新規に計上しようとするものです。

続きまして、25ページ26ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、工事実施の取り止め及び契約減による工事請負費の減額に伴い、1款1項1目「企業債」を4,950万円、1款2項1目「他会計補助金」において、一般会計からの補助金を4,863万6千円、1款3項1目「国庫補助金」において、社会資本整備総合交付金を6,422万円減額しようとするものです。

続きまして、27ページ28ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出につきましては、1款1項1目「管渠建設改良費」において、事業費減額に伴い、起債事務費への充当を見込んでいた人件費を他事業へ振り替えたことにより、2節「給料」を410万2千円、25節、3条仲通線下水道管路改修工事を始めとした工事請負費を1億5,286万3千円減額、1款1項3目「個別排水施設建設改良費」においては、個別排水施設設置に伴う設計測量調査の実施見込みがないことから23節「委託料」を120万5千円減額、また、今年度予定しておりました個別排水処理施設3基の設置が完了したことから25節「工事請負費」を367万4千円減額、1款2項1目「企業債償還金」においては、令和4年度借入金償還元金の確定に伴い、1節「企業債償還金」を71万3千円減額しようとするものです。

以上、議案第15号「令和5年度 幌延町下水道事業会計補正予算（第1号）」の提案理由といたします。

議長 西澤裕之君  
これより質疑を行います。

質疑の方法は、収入支出を一括して行いたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。  
これより、収入支出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。  
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23意見案第1号「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について」の件を議題とします。

意見案第1号について提案理由の説明を求めます。

## 2 番 佐 藤 忠 志 君

意見案第1号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」について、提案理由を申し上げます。

えん罪被害者救済のための手続きである再審制度は、再審を求める再審請求手続と、それを受けて行われる再審公判手続という2段階の組立てになっておりますが、再審のルールがほとんど存在しない、機能していない中で審理が進められており、再審請求手続の段階で再審が認められないというケースが多いことが実態です。

再審制度の抱える問題点は二つあります。一つ目は捜査で集めた証拠資料を検察が開示しない例があること。二つ目は、検察官の上訴です。こうした制度のもと、再審開始決定を得るだけでも長い年月を費やし、再審が認められないまま被告人が亡くなってしまった例もあります。

再審は、えん罪に泣く人を救うための制度でなければなりません。今こそ、えん罪被害者を救済するためのルールが必要であり、検察に再審のための証拠開示を義務付け、検察の不服申立てに制限を加える法改正が求められていると思います。

以上、本案に、御賛同くださいますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

## 議 長 西 澤 裕 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。  
お諮りします。

ただいま議題となっております意見案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第24発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査・研究のため、本日より、次期定例会前までの間、本議会は、必要と認められる事項・事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は本日より次期定例会までの間、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第25号発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和5年12月5日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ、別紙のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和5年第9回幌延町議会定例会を閉会します。  
御苦労さまでした。

(16時43分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 西澤裕之

署名議員 7番 齋賀弘孝

署名議員 1番 高橋秀明

以上、記録する。

事務局次長 藤田秀紀